

暮らしの便利帳
市民ガイドブック

福島市で生活するあなたへ



ようこそ福島市へ



福島市長
木 幡 浩

西に雄大な吾妻連峰、東はなだらかな阿武隈高地に挟まれた信達平野（福島盆地）に広がる「福島市」は、福島県の県都として政治・経済・教育・文化などの都市機能が集積しています。

また、四方を囲む山々や市街地中央に鎮座する信夫山、幾筋もの河川が注ぐ阿武隈川などの自然環境にも恵まれ、東北を代表する温泉地や「桃源郷」とも称される花見山、盆地特有の気候に恵まれた美味しいくだものなど、魅力ある資源を多彩に有する、人情味あふれる住みよいまちです。

令和5年度の福島市への観光客数と移住者数が過去最多となり、コロナ禍からの着実な回復が見られました。その一方で人口減少、物価高に加えて税収が伸び悩み、財政状況のひっ迫など、市政を取り巻く環境は厳しい中であります。

このような状況なればこそ、市民の皆様と危機感と未来への希望を共有しながら、「住み続けたいと思われる都市」を目指し、災害や医療福祉への安全安心を高めるとともに福島ならではの子育て支援・教育の充実、産業振興、女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

この冊子は、各種手続きの方法、相談・問い合わせ先などを掲載した「暮らしの便利帳」です。毎日の暮らしの中でご利用いただければ幸いです。

令和6年9月

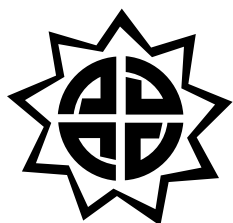
福島のデータ

- 市制施行…1907（明治40）年4月1日
人口31,835人 戸数5,251戸の
福島市が誕生しました。
- 面積…767.72km²（東西30.2km、南北39.1km）
- 東 経…140度28分29秒
- 北 緯…37度45分39秒
- 人口…266,469人（男129,366人／女137,103人）
- 世帯数…125,060世帯
（人口・世帯数は令和6年4月末現在）

市民憲章

- 空も水もきれいな みどりのまちをつくりましょう。
- 教育と文化を尊び 希望に輝くまちをつくりましょう。
- 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう。
- きまりを守り、力をあわせて 楽しく働けるまちをつくりましょう。
- 子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう。

市章



市章は、「フ」の字を9字、「マ」の字を4字組み合わせ、図案化したもので、四囲に大きく発展することを表現しています。
大正13年6月4日制定

市の木・花・鳥



市の木／ケヤキ



市の花／モモ



市の鳥／シジュウカラ

名誉市民 古関裕而



古関裕而氏は明治42年に福島市で生まれました。生涯5,000曲にもおよぶ作品を残し、日本の音楽文化の普及と向上に大きく貢献した作曲家です。
代表作は「長崎の鐘」や夏の高校野球甲子園大会のテーマ曲「栄冠は君に輝く」など。福島市名誉市民第一号。平成元年8月逝去。令和5年野球殿堂入り。

2・3 急病・救急・事故・火災

3・4 災害

暮らしのSOS



5 戸籍の届出・住民登録
8・9 後期高齢者医療制度

6・7 印鑑登録・証明書・マイナンバーカード
9・10 国民年金

7・8 国民健康保険
10・11 税金

窓口での手続



12 ごみとリサイクル
14・15 交通

12・13 上・下水道

13・14 住宅・消費生活

暮らし



16・17 母と子の健康
21・22 介護保険

18・19・20 健康づくり
23・24 障がい福祉

20・21 高齢者の福祉

健康・福祉



25・26 子育て・入園入学

子育て・教育



27 生涯学習

28 町内会活動・市民活動・共創のまちづくり

28 国際交流

市民活動



29・30 就労・経営・起業

はたらく



31 市議会と選挙

市議会・選挙



31・32 広報・広聴

市政情報



33 本庁

34 保健福祉センター・保健所

35 支所・出張所

36 支所・出張所・行政サービスコーナー

市庁舎案内



37～39 各施設の電話番号

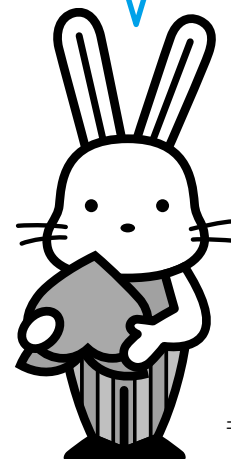
暮らしのダイヤル



凡例 問:問い合わせ先 所:所在地
☎:電話番号 FAX:ファクシミリ ✉:Eメールアドレス
🕒:営業時間 休:休館日・定休日 P:駐車場 MAP:地図

※このガイドブックは、一部を除き令和6年9月現在の情報に基づき作成しています。
最新の情報については、各問い合わせ先にご確認ください。

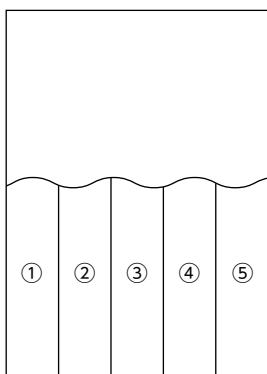
「ももりん」は吾妻山の雪うさぎにちなんで生まれた福島市の観光PRキャラクターです。平成8年に愛称を公募し、応募総数約17,000通の中から、ふくしまのくだものをイメージしたかわいい名前「ももりん」が選ばれました。
観光をはじめとして福島市のPRに幅広く活躍しています。



ももりん

表紙の写真

- ① 古関裕而生誕100年記念モニュメント(福島駅東口)
- ② あづま総合運動公園「イチョウ並木」
- ③ ふくしま花火大会
- ④ もも
- ⑤ 吾妻小富士「雪うさぎ」



急病・救急・事故・火災

夜間休日急病センター

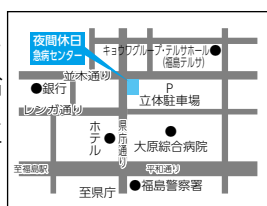
夜間や休日における急な発病やけがなどの応急的な処置、治療を受けることができます。

	夜間	休日
診療日	毎日	毎月第2、第4日曜日
診療時間 (受付時間)	午後6時30分～翌朝7時30分 (午後6時30分～翌朝7時)	午前9時～正午 (午前8時30分～午前11時30分) 午後1時～午後5時 (午後1時～午後4時)
診療科目	内科、外科、小児科 ※小児科は午後10時までの診療となります。また、午後11時からは内科か外科のいずれかの医師の診療となります。	小児科

☎525-7672

病院や診療所と同様に、初診料、夜間診療加算料などがかかります。健康保険証、各種医療費受給者証、診療費（現金）を忘れずにお持ちください。往診は行いません。

〒上町5-6（上町テラス2階）



休日救急歯科診療所

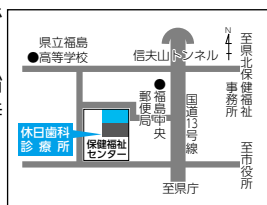
休日における急な歯の痛みや歯にけがをした場合の応急的な処置、治療を受けることができます。

- ・診療日：日曜・祝日・年末年始
- ・診療時間：午前9時～午後5時
(受付は午前9時～11時30分、午後1時～4時30分)

☎525-7673

病院・診療所・歯科医院と同様に初診料、休日加算料などがかかります。健康保険証、各種医療費受給者証、診療費（現金）を忘れずにお持ちください。往診は行いません。

〒森谷町10-1（保健福祉センター1階）



休日の当番医

日曜・祝日および年末年始の急病患者が対象です。

- ・受付時間：午前9時～午後4時30分
- 休日当番医療機関名は、市のホームページや市政だよりのほか、日曜・祝日の福島民報、福島民友などの各新聞でもお知らせしています。

福島県救急電話相談

急な病気やけがをした際、応急手当の方法、受診や救急車要請の必要性に対して専門家による助言が24時間365日受けられる電話相談窓口です。

- ・開設日時 毎日24時間
- ・携帯電話、固定電話（プッシュ回線）からは局番なしの **#7119**
- ・固定電話（ダイヤル回線）、ひかり電話、IP電話など、「#7119」につながらない場合には

☎524-3020

福島県こども救急電話相談

夜間急に身体の具合が悪くなった子どもの様子をお聞きし、専門家が家庭で可能な対処法などについてのアドバイスを行い、必要があれば受診可能な医療機関を案内します。

- ・開設日時 毎日午後7時～翌朝8時
- ・携帯電話、固定電話（プッシュ回線）からは局番なしの **#8000**
- ・固定電話（ダイヤル回線）、ひかり電話、IP電話など、「#8000」につながらない場合には

☎521-3790

緊急時の通報

119 消防車・救急車の要請

通報を受けると次のようなことをお尋ねいたします。

- ・火事なのか、救急なのか？
- ・場所はどこなのか？（住所と世帯主名、目標物など）
- ・状況は？（何が燃えているのか、病人・けが人の状況）

聴覚や発話等に障がいのある方の通報方法

- ・FAX119：FAXを利用した119番通報（局番なしの119でFAX送信。事前登録は不要です。）
- ・NET119：携帯電話やスマートフォンのインターネットを利用した119番通報（事前登録が必要です。）

☎消防本部通信指令課 ☎534-9104

110 事件・事故の通報

110番通報をかけると、福島市の警察本部通信指令課において集中受理し、通報者に次のことをお尋ねします。

- ・事件ですか？事故ですか？（盗難被害、交通事故）
- ・いつのことですか？（通報の○分前）
- ・場所はどこですか？（住所、目標物）
- ・けがした人はいますか？（性別、年齢、負傷部位）
- ・犯人はわかりますか？（性別、年齢、特徴）
- ・何で逃げましたか？（車の色、形、ナンバー）
- ・逃げた方向は？（国道○号上り方向、○○駅方向）
- ・どんな状況ですか？（簡単な説明）
- ・あなたの名前と関係は？（当事者、目撃者）

※今いる場所が分からないときは、落ち着いて周りを見渡し、目の前の建物や、電柱の番号など、目標となる物を教えてください。

（例…公的機関、学校、金融機関、医療機関、交通機関、道路、団地・アパート・ビル、飲食店等）

通常の110番通報が困難な場合、言葉や耳の不自由な方はEメール、FAXをご利用ください。

SOSメール110番 ☐ fp-sos.mail-110@aqua.ocn.ne.jp
FAX110番 ☎521-5110

市民交通災害共済

もしもの交通事故に備えて、ご家族そろってご加入ください。

- ・加入資格：福島県内の13市に住民登録している方
- ・会費：年額1人500円（年度途中加入でも同額です）
- ・見舞金支払事故：国内での交通事故（飛行機・船舶の事故を除く）

急病・救急・事故・火災

自転車事故も一定の条件を満たせば支給対象となります。

- ・見舞金等の額：見舞金は入院・通院実日数に応じて2万円から30万円まで9等級、死亡弔慰金100万円・重度障害見舞金30万円

図生活課安全安心・避難者支援係 ☎525-3787
または各支所・出張所（→P.35・36）

交通遺児激励金制度

交通事故で父母等を亡くした、児童生徒の保護者に対して激励金を支給します。

- 対象児童生徒…交通事故で父母等を亡くした、小学校・中学校在学の児童生徒（支給対象者としての登録が必要となります）
- 支給対象者…対象児童生徒の保護者
- 激励金…福島市及び福島市交通対策協議会からの二種類の激励金

図生活課安全安心・避難者支援係 ☎525-3787

火事の情報は

発生中の火災などに関する情報をお知らせしています。

☎050-1807-3991（音声案内）

福島市消防・災害情報メールサービス（自主登録型メール配信）

▶市消防本部のホームページから登録できます。

証明書が必要な場合

罹災証明書（火災） 消防本部予防課 ☎534-9103

救急搬送証明書 消防本部救急課 ☎534-9106

交通事故証明書 自動車安全運転センター福島県事務所 ☎591-4111

災害

気象情報に注意

地震の予知、被害の想定は容易ではありませんが、台風や大雨などの風水害は、気象情報などの進歩により「予測」が可能となっています。

事前の準備次第で被害を最小限にすることができますので、日頃の気象情報には十分注意しましょう。

●気象警報・注意報

大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」が発表されます。

特に、「特別警報」が発表されたときは、直ちに安全を確保してください。

外出が危険なときは、家の中で少しでも安全な場所に移動するなど、ただちに命を守る行動をとってください。

●土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が高まったときに、避難指示等の災害対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける防災情報です。危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当します。

避難情報

市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるときは、災害対策基本法に基づき、次のような避難情報を発令します。

●高齢者等避難（警戒レベル3）

人的被害が発生する可能性が高まっている状況において発令します。

高齢者や避難に時間を要する避難行動要支援者の方は、支援者とともに早めの避難を始めてください。また、その他の方は避難に向けた準備をしてください。

●避難指示（警戒レベル4）

人的被害が発生する可能性がさらに高まっている状況において発令します。

危険な場所から全員避難してください。

避難の時間的な余裕がない場合は、生命を守る最善の行動をしてください。

●緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生または切迫している状況において発令します。

ただちに安全を確保し、命を守る行動をとってください。



災害

防災・災害に関する情報配信

気象警報や避難情報などを、多様な情報配信手段を使用し、すばやく確実にお知らせしています。

●福島市公式防災アプリ

市では防災情報専用の「福島市公式防災アプリ」を運用しています。災害時には災害情報や避難情報をプッシュ通知で受け取ることができるほか、平常時にもハザードマップや避難所の情報などを確認できます。



●SNS

市の公式LINE、X（旧Twitter）で、防災関連情報を発信します。



●防災ウェブサイトと防災メールマガジン

市のホームページに防災情報専用のサイトを開設し、様々な防災関連情報をお知らせします。



<https://bousai.city-fukushima.jp/>

また、防災ウェブサイト内の「防災メールマガジン」に登録すると、登録したメールアドレスに様々な防災情報が配信されます。

登録方法：防災ウェブサイト内の「防災メールマガジン」をクリックし、画面の指示に従い登録してください。

※受信設定の変更が必要な場合があります。

●全国避難所ガイド

スマートフォンの無料防災アプリで、全国の避難所等の場所や各種ハザードマップが確認できます。



●避難所の混雑状況

（MAP型混雑検知システム VACAN）

避難所の混雑状況を地図上で確認することができます。



●コミュニティFM

福島コミュニティ放送（FMポコ）に災害緊急割り込み放送を行います。また、災害が発生した場合は、臨時災害ラジオ局として、避難所やライフラインなどに関する緊急情報をお知らせします。

FMポコ周波数 FM76.2MHz

●緊急速報メール

NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルで対応機種のスマートフォン等に災害・避難情報を配信します。

市内の携帯電話等に一斉配信され、受信時にはポップアップや警告音によりお知らせします。

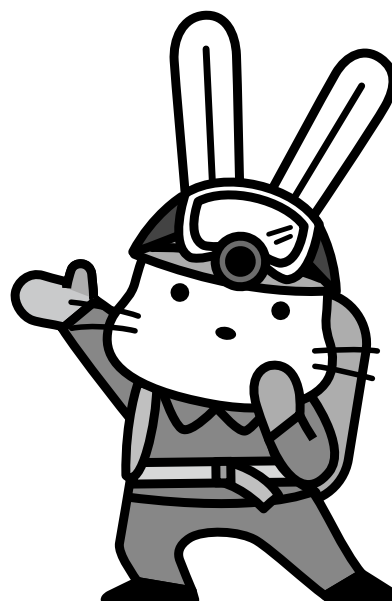
●テレビのデータ放送

テレビでは、リモコンの「d（データ放送）」ボタンを利用することで、災害時の高齢者等避難、避難指示や避難所開設状況などを確認できます。

災害用伝言ダイヤル 171

地震などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

▶ <https://www.ntt-east.co.jp/sagai/voice171/>



戸籍の届出・住民登録

戸籍の届出

	届出期間	届出人	届出に必要なもの	留意事項
出生届	生まれた日を含めて14日以内	父または母	・出生証明書 ・母子健康手帳	・名前に使用できるのは常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族	・死亡診断書	・火葬許可、斎場使用はそれぞれ申請が必要です。
婚姻届	婚姻する日	婚姻する2人	・届出人の本人確認書類	・婚姻する方が婚姻年齢（18歳）に達している必要があります。 ・成人2人の証人の署名が必要です。
離婚届	協議離婚の場合 離婚する日	夫および妻	・届出人の本人確認書類 ・裁判離婚の場合は、審判または判決の謄本と確定証明書	・離婚後も婚姻中の氏を名乗る場合は別途届出が必要です。 ・未成年の子供がいる場合は親権者を定める必要があります。 ・協議離婚の場合は成人2人の証人の署名が必要です。
	裁判離婚の場合 裁判確定日から10日以内	裁判の申立人		
転籍届	転籍する日	戸籍の筆頭者 および配偶者		

●本人確認書類は以下のとおりとなります。

【1つ提示】運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など官公署が発行した写真付のもの。

【2つ提示】健康保険証、介護保険被保険者証、各種年金証書または年金手帳など。

●戸籍の届出に伴い、国民健康保険などのお手続きが別途必要になる場合があります。

岡市民課戸籍係 ☎525-3733

住所異動の届出

	届出期間	届出人	届出に必要なもの	留意事項
転入届	転入した日から14日以内	本人または 福島市で 同じ世帯の方	・転出証明書 ・届出人の本人確認書類 ・在留カードまたは特別永住者証明書	・転出証明書は前住所地の市区町村から交付を受けてください。（※） ・外国籍の方は転出証明書に加えて転入される方全員分の在留カードまたは特別永住者証明書が必要になります。
転出届	転出する前 （おおむね14日前から 転出する日まで）		・届出人の本人確認書類	・マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方は、原則転出証明書は交付されません。
転居届	転居した日から14日以内		・届出人の本人確認書類 ・在留カードまたは特別永住者証明書	・外国籍の方は転居される方全員分の在留カードまたは特別永住者証明書が必要になります。（※）
世帯変更届	変更のあった日から14日以内		・届出人の本人確認書類	・世帯主が変わったり、世帯を合併または分離したときに届出が必要です。

●本人確認書類は以下のとおりとなります。

【1つ提示】運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など官公署が発行した写真付のもの。

【2つ提示】健康保険証、介護保険被保険者証、各種年金証書または年金手帳など。

●代理人の方が届出される場合は委任状が必要です。

●住所異動の届出に伴い、国民健康保険などのお手続きが別途必要になる場合があります。

●外国籍の方の届出は市役所本庁舎1階市民課総合窓口係のみとなります。

※マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの場合は、そのカードをお持ちください。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は転出手続きでの来庁が原則不要となります。詳しくはホームページをご覧ください。

岡市民課総合窓口係 ☎525-3732



印鑑登録・証明書・マイナンバーカード

印鑑登録

● 印鑑登録のできる方

福島市に住民登録をしている方。

※15歳未満の方は登録できません。

●登録する印鑑は1人1個に限ります。

●下記の表に1つでも当てはまるものは登録できません。

登録できない印鑑

- ①住民票と異なる氏名または氏、名を使用しているもの
- ②職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
- ③ゴム印、その他変形しやすい材質のもの
- ④破損または摩擦等により印影が不鮮明なもの
- ⑤1辺の長さが25mmの正方形に収まらないもの、または8mmの正方形に収まるもの
- ⑥その他市で定めるもの

●登録の申請

申請は原則として登録する本人がおこなってください。
※本人確認書類に不足がある場合や代理人の方が申請する場合は、印鑑登録証を即日交付することができません。

●申請に必要なもの

①登録する印鑑

②申請者の本人確認書類

(運転免許証など、官公署が発行した写真付のもの。)

※健康保険証などの顔写真がない書類の場合は、申請窓口にて2度来庁いただく必要があります。

※代理人の方が申請する場合は別途委任状が必要です。

●こんなときは…

●登録している印鑑を紛失した、または登録が不要になったとき
→印鑑登録廃止の申請をおこなってください。

●登録している印鑑を変更したいとき

→印鑑登録廃止の申請により今の登録を廃止し、新たな印鑑で再度登録申請をおこなってください。

●印鑑登録証を紛失したとき

→印鑑登録証亡失の申請をおこなってください。

●引越して市外に転出するとき

→転出届と一緒に印鑑登録証を返却してください。

■ 市民課総合窓口係 ■ 525-3732

主な証明書の種類と手数料

種 類	説 明	手数料	留意事項
戸籍全部(個人)事項証明書	戸籍に記載されている事項	450円	・ 本人またはその配偶者、父母、子などの直系血族の方が請求できます。
除籍全部(個人)事項証明書	除籍に記載されている事項	750円	
戸籍の附票の写し	戸籍に記載されている方の住所異動の履歴	300円	・ 本人または同じ世帯の方が請求できます。
住民票の写し	住民票に記載されている事項	300円	
住民票記載事項証明書	住民票に記載されている事項のうち、必要な事項のみ	300円	・ 印鑑登録証の提示が必要です。
印鑑登録証明書	登録されている印鑑の印影	300円	
広域交付住民票	福島市以外で住民登録されているかたの住民票に記載されている事項	300円	・ 本人または同じ世帯の方が請求できます。 ・ 本籍、筆頭者の記載がありません。 ・ 官公署が発行した写真付の本人確認書類が必要です。

●本人確認書類は以下のとおりとなります。

【1つ提示】運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など官公署が発行した写真付のもの。

【2つ提示】健康保険証、介護保険被保険者証、各種年金証書または年金手帳など。

●請求者の代理人または使用者が窓口に来られる場合は委任状が必要です。

●請求する際の注意点

福島市では平成25年6月1日に戸籍のコンピュータ化を実施しました。以下の内容は現在の戸籍には記載されない場合があります。

平成25年5月31日以前に

1. 婚姻・離婚または死亡等の理由により戸籍から除かれた場合 2. どなたかを養子縁組・離縁されている場合

※ご使用目的によっては、平成改製原戸籍(750円)が必要になることがあります。

■ 市民課総合窓口係 ■ 525-3732

●マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを実施しています。詳しくはP.7「コンビニ交付サービス」をご覧ください。

印鑑登録・証明書・マイナンバーカード

マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードです。

郵送またはスマートフォンで交付申請を行うと、「交付通知書」が住所地に届きます。

「交付通知書」が届いた方は、電話またはインターネットでカードの受取場所と日時を予約してください。

また、市役所 1 階マイナンバーカード手続コーナーまたは一部支所の窓口において申請のお手伝いをしています。申請に必要な顔写真はタブレット端末を使って無料で撮影し、本人確認ができた方のカードは郵送で住所地にお送りします。

マイナンバーカードは、本人確認書類や健康保険証としての利用、コンビニでの各種証明書の取得、e-Taxによる確定申告の手続きなどに活用できます。

図スマート窓口推進課スマート窓口推進係
☎535-7311

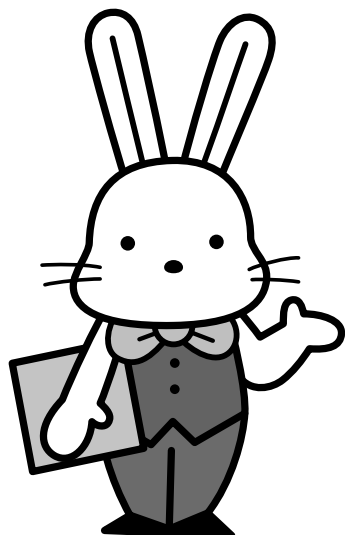
コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、コンビニのマルチコピー機から住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、税証明などの証明書が取得できます。

早朝や夜間、休日などの市役所の窓口が開いていない時でも、簡単な操作と 4 桁の暗証番号の入力で取得できますので、ぜひご利用ください。

ただし、利用するためには、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

図市民課登録係 ☎573-1020



国民健康保険

国保に加入する方

福島市に住んでいる方で勤務先の健康保険に加入している方（被扶養者を含む）や後期高齢者医療保険に加入している方、生活保護を受けている方以外の方々は国民健康保険（以下、「国保」という。）に加入し、世帯主の方が国税の納付や届出をします。税額は医療分、支援分それぞれの所得割、均等割、平等割により算出されます。さらに40歳～64歳の方は介護保険の第2号被保険者に該当し、介護分を合わせた額が国税となります。

保険診療を受けるには

医療機関で保険診療を受けるには、「マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）」で受付するか、「資格確認書」※の提示が必要です。また、70歳～74歳の方（後期高齢者医療制度該当者は除く）は、「高齢受給者証」もあわせて提示してください。なお、現行の被保険者証（紙）は、令和7年9月30日まで使用できます。

※「資格確認書」…現行の被保険者証は令和6年12月2日、発行を終了します。マイナ保険証の利用登録をお済みでない方には、新たに「資格確認書」を交付します。

こんなときには14日以内に届出を

	こんなとき	必要書類等
国保に入るとき	福島市に転入してきたとき	転出証明書、本人確認書類（※）
	職場の健康保険をやめたとき、または扶養でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書、本人確認書類（※）
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、本人確認書類（※）
	子どもが生まれたとき	本人確認書類（※）
国保をやめるとき	福島市から転出するとき	被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき、または扶養になったとき	国保と健康保険の被保険者証もしくは資格取得証明書
	生活保護を受けることになったとき	被保険者証
	死亡したとき	保護開始決定通知書 被保険者証、喪主の口座のわかるもの、喪主の印鑑、喪主であることが確認できる書類（会葬礼状等）、死亡の事実が確認できる書類（火葬のみの場合等）（葬祭費申請のため）
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	被保険者証、本人確認書類（※）
	被保険者証を紛失したり、よごれて使えなくなったとき	本人確認書類（※）、使えなくなった被保険者証
	修学のため他市町村へ転出するとき	被保険者証、在学証明書

※保険証の即日交付をご希望の場合は、ご本人であることを確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードその他顔写真貼付がある官公署が発行した証明書等）をお持ちください。代理人の届出の場合は住民登録地へ郵送します。

図国保年金課国保資格係 ☎525-3735

上記届出のうち一部はオンライン申請が可能です。詳しくはホームページをご確認ください。

国税の納付について

市から送付する納付書による納付のほか便利な口座振替をご利用ください。またスマホ決済アプリによる納付もご利用可能です。詳しくはP.11市税の納付についてをご確認ください。

図納税課納税管理係 ☎525-3717



国民健康保険

療養の給付

病気やけがをしたとき、国保を扱う病院、診療所で治療が受けられます。その際の自己負担額（入院時の食事に要する費用を除く。）は次のとおりです。

- ・70歳～74歳の方：3割または2割
- ・一般（70歳未満）：3割
- ・18歳までの子ども：0割

（ただし、18歳までの子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

保険給付の申請手続

高額療養費

自己負担額が一定額を超える高額な医療を受けた場合に、申請により認められれば自己負担限度額を超えた分が支給されます。

※マイナ保険証を利用するか、または、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受け提示すると、保険適用分の支払が自己負担限度額までとなります。（医療機関・薬局ごと）

出産育児一時金

被保険者が出産したときは、申請により出産育児一時金として世帯主に500,000円（令和5年3月31日以前の出産については420,000円）が支給されます。

※産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産については488,000円（令和5年3月31日以前の出産については408,000円）が支給されます。

葬祭費

被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った方に50,000円が支給されます。

療養費

旅行などで保険証を持たずに病院で治療を受けたときなどは、その料金をいったん全額支払い、領収書などを添付して申請すると、自己負担分を除いた額が払い戻される場合があります。

- 交通事故などによる傷病で保険証を使って診療を受けるときは、必ず「第三者行為等による傷病届」を国保年金課へ提出してください。

国保年金課総務給付係 ☎525-3773

特定健康診査

国保の被保険者で40歳～74歳の方は、特定健康診査を受診してください。受診の際は、受診券と国民健康保険証が必要です。

健康づくり推進課検診予防係 ☎525-7680

- ※75歳以上の方は、後期高齢者健診を受診してください。
- ※国民健康保険・後期高齢者医療保険以外（各種健康保険、共済組合の保険等）に加入の方は各保険者にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳以上の方で広域連合の認定を受けた方が加入する医療制度です。

福島県内のすべての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が運営します。市では、保険料徴収と窓口業務を行います。

75歳の誕生日から自動的に加入しますので、手続きは不要です。被保険者証（※）は、誕生日の前月下旬頃に郵送いたします。

保険料は、均等割、所得割により算出され、被保険者一人ひとりにご負担いただきます。

※令和6年12月2日以降保険証が廃止となるため「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行します。

こんなときには14日以内に届出を

	こんなとき	必要書類等
加入するとき	75歳になったとき	（手続きは不要です）
	65歳以上の方で一定の障がいがあり、加入の意思があるとき	被保険者証、印鑑（※1） 年金証書（障害年金）・ 身体障害者手帳など
	県外から転入したとき	前住所地の転出証明書、印鑑（※1）
やめるとき	県外へ転出するとき	被保険者証、印鑑（※1）
	死亡したとき	被保険者証、（葬祭費申請のため） 喪主の口座がわかるもの、 喪主であることが確認できる書類（会葬礼状等）、 喪主の印鑑（※1）
その他	県内で住所が変わったとき	被保険者証、印鑑（※1）
	被保険者証を紛失したり、 よごれて使えなくなったとき	本人確認書類（※2）、 使えなくなった被保険者証、 印鑑（※1）

（※1）自署の場合は不要

（※2）本人確認書類とは、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートその他顔写真貼付がある官公署が発行した免許証等です。

療養の給付

診療を受けるときは、マイナ保険証または被保険者証（※）を必ずお持ちになり、窓口で提示してください。自己負担割合は、1割・2割・3割（現役並み所得者）です。

※令和6年12月2日以降は資格確認書。

保険給付の申請手続

●高額療養費

自己負担額が一定額を超える高額な医療を受けた場合に、申請により認められれば自己負担限度額を超えた分が支給されます。

※マイナ保険証を利用するか、または、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示すると保険適用分の支払が自己負担限度額までとなります。（交付には条件あり）

後期高齢者医療制度

● 葬祭費

被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った方に50,000円が支給されます。

● 療養費

旅行などで保険証を持たずに病院で治療を受けたときなどは、その料金をいったん全額支払い、領収書などを添付して申請すると、自己負担分を除いた額が払い戻される場合があります。

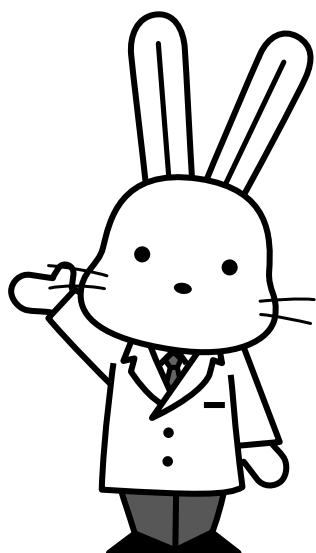
● 交通事故による傷病で診療を受けるときは、必ず「第三者行為等による傷病届」を提出してください。

● 保険料の納付について

保険料は年金からの差引きが原則となりますが、以下の方については納付書での納付となります。

- ・今年度本市に転入された方（特定の条件で住所地特例施設に入所された方は除く）
 - ・受給する年金の年額が18万円未満の方
 - ・介護保険料との合計額が年額の1/2を超える方
 - ・今年度新たに後期高齢者医療制度に加入された方
- 市から送付される納付書での納付のほか、口座振替や該当アプリによるスマートフォン収納のご利用が可能です。詳しくはお問い合わせください。

図国保年金課後期高齢者医療係 ■525-3724



国民年金

国民年金に加入する方

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

加入する方（被保険者）は、次のように分けられます。

- ・第1号被保険者
農林漁業者、自営業者、学生、無職の方など、他の公的年金制度に加入していない方（自分で保険料を納めます。）
- ・第2号被保険者
会社員、公務員など厚生年金への加入者（給与等から差し引かれます。）
- ・第3号被保険者
厚生年金の加入者に扶養されている配偶者（第2号被保険者の加入している年金制度がまとめて拠出します。）
- ・任意加入被保険者
（次の①～④のすべての条件を満たす方で加入を希望する方）
①日本国内に住所を有す60歳以上65歳未満の方
※日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在）」や「特定活動（観光等を目的とするロングステイ）」で滞在する方を除く
②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
④厚生年金保険に加入していない方
※年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

国民年金の給付の種類

国民年金は、被保険者が老齢基礎年金の受給年齢に達したとき、病気やけがで障がい者になったとき、または被保険者が死亡したときに、それぞれ受給資格を取得した方の請求に基づき給付を行います。

<老齢基礎年金>

原則として、受給資格期間（10年以上）を満たした方が、65歳になったとき支給されます。

- ・受給資格期間に算入できるのは
 - ①国民年金保険料を納めた期間
 - ②国民年金保険料の免除を受けた期間
 - ③納付猶予や学生納付特例を受けた期間
 - ④任意加入できる方が加入しなかった期間などの合算対象期間（いわゆる「カラ期間」）
 - ⑤厚生年金（船員保険）の被保険者期間、または共済組合の組合員期間
 - ⑥第3号被保険者であった期間

・ 年金額

老齢基礎年金の額は、20歳から60歳までの40年間すべての保険料を納めると、68歳以下の方は年額816,000円、69歳以上の方は年額813,700円（いずれも令和6年4月～）が支給されます。保険料の未納やカラ期間などがあるときは、その期間により減額されます。

国民年金

<障害基礎年金>

加入者が病気やけがにより定められた障がいの状態になり、要件を満たしたときに支給されます。20歳に達する前に受けた傷病で障がいになった場合は、20歳に達したときから支給されます。

<遺族基礎年金>

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます。ただし、支給は子の年齢が18歳に達した年度の末日（障がい者のときは20歳未満）までとなります。

<寡婦年金>

国民年金保険料を納めた期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、婚姻期間が10年以上あり、生計を夫によって維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

<死亡一時金>

国民年金保険料を3年以上納付した方が、年金を受けずに死亡し、遺族基礎年金を受けられないときに、生計を同じくしていた遺族に支給されます。（寡婦年金にも該当するときは、受給者がいずれかを選択し受給します。）

<特別障害給付金>

国民年金の任意加入対象期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金を受給することができなかった障がい者の方に支給されます。

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合などの加入者の配偶者であって任意加入していなかった期間内に初診日があり、65歳までに障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当している方

■ 国民保年金課国民年金係 ☎525-3738

保険料の納付について

国民年金の保険料は、日本年金機構から送付される納付書で金融機関・郵便局・納付可能なコンビニエンスストアにて納めてください。

このほか口座振替やクレジット支払も便利です。スマートフォンアプリを使用したキャッシュレス決済も利用できます。なお、住所が変更になっても、納付書はそのままお使いいただけます。

また、保険料が割引になる前納制度、納めることが困難な事情がある方についての免除制度などがありますので国保年金課へご相談ください。

納め忘れがあると老齢基礎年金や万一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金などが受けられないことがあります。

■ 国民保年金課国民年金係 ☎525-3738

税金

主な市税の種類

● 個人市民税

前年の所得をもとに毎年1月1日現在の住所地の市町村で課税されます。

■ 図市民税課市民税第二係 ☎525-3792

■ 図市民税課市民税第三係 ☎525-3712

● 法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人等に課税されます。

■ 図市民税課市民税第一係 ☎525-3791

● 固定資産税・都市計画税

固定資産税は毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産（事業用の構築物、機械、器具、備品など）を所有している方に課税されます。市街化区域内の土地・家屋には都市計画税も課税されます。

■ 図資産税課償却資産係 ☎525-3730

■ 図資産税課土地係 ☎525-3715

■ 図資産税課家屋係 ☎525-3716

● 軽自動車税

毎年4月1日現在、原動機付自転車・二輪車・軽自動車などを所有（割賦販売の場合は使用）している方に課税されます。

■ 図市民税課税制係 ☎525-3713

主な市税の納期

納 期	個人市民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税
全 期	—	—	5月
第1期	6月	4月	—
第2期	8月	7月	—
第3期	10月	12月	—
第4期	1月	2月	—

個人市民税の特別徴収（天引き）

給 与	6月から翌年5月まで毎月 ※令和6年度に限り定額減税対象の方は 7月から翌年5月まで毎月
公的年金	年金支給月

税金

市税の納付について

地方税統一QRコード付き納付書ではキャッシュレス納付などがご利用いただけます。

また、下記の金融機関・コンビニエンスストアで納付いただけるほか、便利な口座振替がご利用いただけます。

● 取扱金融機関・コンビニエンスストア

- ・ 東邦銀行
- ・ 福島信用金庫
- ・ 秋田銀行
- ・ 荘内銀行
- ・ 七十七銀行
- ・ きらやか銀行
- ・ 北日本銀行
- ・ 福島銀行
- ・ 大東銀行
- ・ 福島県商工信用組合
- ・ 東北労働金庫
- ・ ふくしま未来農業協同組合
- ・ 東北6県内のゆうちょ銀行・郵便局
- ・ 全国のコンビニエンスストア

※みずほ銀行・常陽銀行は地方税統一QRコード付き納付書での納付及び口座振替のみ対応しています。

● 地方税統一QRコード付き納付書の納付方法

- ・ クレジットカード（別途システム利用料がかかります）
- ・ スマホ決済アプリ
- ・ 全国の地方税統一QRコード対応金融機関窓口
- ・ その他、ネットバンキング等でも納付いただけます。対応クレジットカード、アプリ、金融機関窓口等については下記をご覧ください。

お支払サイト

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

エルタックスホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

国納税課納税管理係 ☎525-3717

市税に関する証明

主な種類	証明の内容	使用目的	手数料	取扱い窓口
納税証明	各市税の納付すべき額・納付済額・未納額・未納額の内訳	市営住宅申込・金融関係など	1件300円	市民税課・市民課総合窓口・各支所・茂庭出張所 西口行政サービスコーナー (西口では扱えない証明もあります)
所得に関する証明	使用する目的により、内容・種類がかわります。	扶養認定・年金請求・金融関係など	1件300円	市民税課・市民課総合窓口・各支所・茂庭出張所 西口行政サービスコーナー ※マイナンバーカードを利用してコンビニでも取得できます。
資産に関する証明	使用する目的により、内容・種類がかわります。	登記・訴訟・金融関係など	3筆(棟)まで 300円(※)	市民税課・市民課総合窓口・各支所・茂庭出張所 (市民課総合窓口・支所・出張所では扱えない証明もあります)
名寄帳	課税台帳に記載されている項目	確定申告・物件確認など	1件300円	市民税課・市民課総合窓口・各支所・茂庭出張所

(注1) 税の証明は個人の秘密に関わるため、原則として申請の際に本人確認をいたします。マイナンバーカードなど本人であることを証明できるものをお持ちください。[本人(または同一世帯の親族)以外の方が申請する場合は、委任状などの提出が必要です。]

(注2) 税の証明は、その年の1月1日現在の住所地、または資産の所在地(課税地)の市区町村での交付となります。

(注3) マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを実施しています。詳しくはP.7「コンビニ交付サービス」をご覧ください。

(※) 1筆(棟)増すごとに100円が加算されます。

国市民税課税制係 ☎525-3713

県税に関する情報は▶「福島県 県税のページ」[\[検索\]](#)

国税に関する情報は▶<https://www.nta.go.jp/> (国税庁ホームページ)

ごみとリサイクル

ごみ・資源物の出し方

無料のごみ分別アプリ「さんあ〜る」が便利です。
ごみの収集日や収集品目を、設定した時間にお知らせ！
分別方法や出し方もご確認いただけます。



iPhone はこちら



Android はこちら

または、「ごみの分別と出し方」「クリーンガイドブック」
をごみ減量推進課、市民課、各支所、西口行政サービス
コーナーでお配りしているほか、市HPからダウンロードも可能！

「福島市 クリーンガイドブック」[検索](#)

ごみに関すること

岡ごみ減量推進課 ☎525-3744

粗大ごみの収集申込

岡粗大ごみ専用ダイヤル（粗大ごみ受付・問い合わせ）
☎539-9653

ごみ・資源物の自己搬入

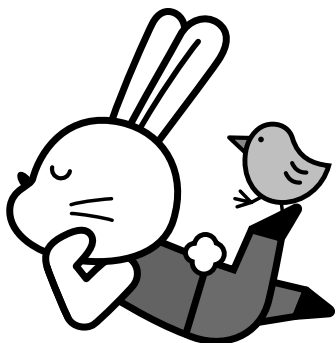
岡あぶくまクリーンセンター ☎531-6662
中央（下記以外の中央地区）、渡利、杉妻、蓬萊、東部、
北信、立子山、飯坂、松川、飯野の各地区にお住まいの
の方

岡あらかわクリーンセンター ☎545-4363
中央（矢剣町、須川町、太田町、三河南町、三河北町、
野田町全域、東中央、南中央）、清水、信陵、吉井田、
西、土湯温泉町、信夫、吾妻の各地区にお住まいの方。

ふれあい訪問収集を実施しています！

ごみを戸別収集してその際に一声かけて安否確認を
行います。対象者は、高齢の方・障がいをお持ちの
方などの世帯で、家庭ごみを集積所へ出すことが困
難な方です。

詳しくは、**ごみ減量推進課ふれあい訪問収集係**
☎544-0910 にお問い合わせください。



上・下水道

水道についての相談窓口

- 水道料金の納入、休止・開始届、お問い合わせ等につ
いて

岡福島市水道料金お客さまセンター ☎526-0735
岡小倉寺字赤坂12（水道局施設管理センター 1 階）

- 道路からの漏水、濁水・断水
岡水道局配水課 ☎535-1125
- 凍結防止対策
岡水道局給水課 ☎535-1126

- 水道の水質について
岡水道局施設管理センター ☎522-2233

- 夜間・土日祝日等の道路からの漏水、濁水・断水
岡福島市水道料金お客さまセンター ☎526-0736
（受付時間 平日17:15～翌8:30及び土・日・祝日、
年末年始（12/29～1/3））

福島市水道局ホームページから、各種情報の閲覧、使用
休止・開始の申請もできます。

▶ <https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/>

こんなときには届出を

- ① 新しく水道を使用するとき
- ② 水道の使用をやめるとき
- ③ 長期にわたって水道を使用しないとき
- ④ 家を取り壊したとき
- ⑤ 使用者や共同住宅の管理人が変わるとき
- ⑥ 土地や建物の相続・売買により給水装置の所有者が
変わるとき（※水道使用の名義とは異なります。）

岡①～⑤福島市水道料金お客さまセンター ☎526-0735
岡⑥水道局給水課 ☎535-1126

水道工事の申込みは

水道局では、安心・安全で適正な水道工事を実施してい
ただくため、給水装置工事事業者を指定しています。

家の新築・増改築・解体撤去に伴う水道工事ができるの
は、指定給水装置工事事業者に限りますので、水道局の
ホームページをご確認の上、必ず指定給水装置工事事業
者へお申込みください。

また、工事を行う際は、以下の補助制度をご利用できる
場合がありますので、指定給水装置工事事業者へご相談
ください。

予算額に到達した時点で助成終了となります。

● 配水管布設工事助成制度

水道局の水道管が布設されていない公道に3戸以上で口径
50ミリメートル以上の水道管を布設する工事費の一部を助
成します。

● 給水装置工事資金融資あっせん制度

自家用水道から水道へ切り替える方を対象に、工事資金
の無利子融資（利子は水道局負担）をあっせんします。

上・下水道

●鉛製給水管取替工事補助金交付制度

鉛製給水管をお使いの方を対象に、鉛製給水管取替工事費の一部を補助します。

岡水道局給水課 ☎535-1126

下水道使用料

下水道管、終末処理場等下水道施設の維持管理や汚水処理等の経費として使用者各人に排水した汚水量に応じ負担していただくものです。

岡下水道総務課普及業務係 ☎525-3789

(1ヵ月あたり(税込))

種別	区 分	汚 水 量	下水道使用料
一般汚水	基本使用料	0㎡～ 10㎡	1,210円
	従量使用料 (1㎡につき)	11㎡～ 20㎡	165円
		21㎡～ 30㎡	203.5円
		31㎡～ 50㎡	247.5円
		51㎡～100㎡	302.5円
		101㎡～500㎡	335.5円
		501㎡～	357.5円

住宅・消費生活

家を建てる時の手続き

家を建てるには、開発許可や建築確認申請など様々な手続きが必要です。

・手続きの順序

- ①土地に関する手続き
(開発許可、農地転用など)
- ②建築確認申請及び工事届提出
- ③中間検査申請
- ④完了検査申請

岡①農業委員会事務局農地係 ☎525-3779

岡①開発建築指導課開発審査係

☎525-3790

岡②～④開発建築指導課建築審査係

☎572-5724

住居表示

福島市内の一部の地区(旧市内、野田町一丁目～七丁目、蓬萊町一丁目～八丁目、蓬萊町二丁目の一部を除く)では住居表示を実施しており、住宅、アパート・マンション、事務所などの住所の表示に用いる住居番号は、登記上の地番や家屋番号とは別に、条例に基づき市が付番しています。

該当地区内に建物を建築する場合には、住居表示の届出が必要となります。

岡市民課登録係 ☎573-1020

市営住宅

市営住宅は、住宅にお困りの市民が低家賃で入居できる賃貸住宅です。入居者の募集は市政だより及び市ホームページでお知らせします。

●入居資格

- ①同居する親族があること
ただし、単身で入居可能な場合もあります。
- ②収入が一定基準以下であること
- ③住宅に困っていること
- ④市税の滞納がないこと
- ⑤暴力団員でないこと などです。詳しくはお問い合わせください。

岡住宅政策課市営住宅係 ☎525-3757



住宅・消費生活

消費生活センター

消費生活センターは市民の消費生活の安全・安心確保のための拠点施設です。

消費生活に関するトラブルに迅速、適切に対応するとともに、消費者の被害を未然に防ぐため、次の事業をおこなっています。

●消費生活相談

身に覚えのない請求（架空請求）、購入した商品の品質やサービスへの苦情、訪問販売・電話勧誘販売・通信販売などに関する契約上のトラブル及び、多重債務に関する事などについて、専門の職員が相談に応じています。

☎消費生活相談専用電話 522-5999

☎多重債務相談専用電話 522-7867

☎月～金 午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く）
〒福島市本町2-6

MAP 2-C（ウィズ・もとまち2階）

●消費者情報の提供・啓発

出前講座（センターの職員が悪質商法や振り込め詐欺への対処方法などについてお話に伺います）、消費生活学習会などを実施しています。

また、商品の正しい使い方や暮らしに役立つ情報を提供しています。

出前講座の申込み、お問合せ先

〒消費生活センター ☎525-3774

●ご存じですか？ クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などで購入契約を結んだ場合、契約書を受け取った日を含めて一定期間内に書面で通知することにより、無条件で契約を解除できる制度です。

公害に関する相談

近年、私たちの日常生活が原因となる騒音や振動、悪臭などの、いわゆる生活型公害によるトラブルや苦情相談が増えています。

テレビやピアノなどの音や、薪ストーブなどの煙や臭いが原因となる場合がありますので、近所に迷惑がかからないようご配慮をお願いします。

騒音、振動、悪臭などの公害でお困りの方は、ご相談ください。

〒環境課環境保全係 ☎573-2557

交通

路線バス

福島駅東口・西口から市内各地域へ路線バスが運行されています。

福島交通株式会社

▶ <https://www.fukushima-koutu.co.jp/>

中心市街地を循環するバス（市内循環ももりん1コース・ももりん2コース）は1回100円でご利用いただけます。（100円バスは行き先表示に「100円」と明記されています。）

バスロケーションシステム



ジェイアールバス東北株式会社

▶ <https://www.jrbustohoku.co.jp/>

バスロケーションシステム



●高齢者無料乗車証

「ももりんシルバーパスポート」

高齢者の公共交通利用促進と社会参加応援のため、75歳以上の市民の方に高齢者無料乗車証を交付しています。手続きは不要で該当者に市役所から乗車証が郵送されます。（震災により市内に避難登録している方も対象です。）

○利用対象路線

福島交通(株)が運行する市内のバス路線及び飯坂電車、ジェイアールバス東北(株)が運行する「川俣高校前」線の市内区間、(有)カネハチタクシーが運行する「川俣松川」線、「川俣飯野」線の市内区間

※高速バス、臨時バス、季節運行バスは対象外です。

〒交通政策課交通政策係 ☎525-3762

●メロディーバス

福島駅や古関裕而記念館などを巡り、古関裕而メロディーを奏でながら走行する赤色と青色のメロディーバス2台が運行しています。

〒交通政策課交通政策係 ☎525-3762

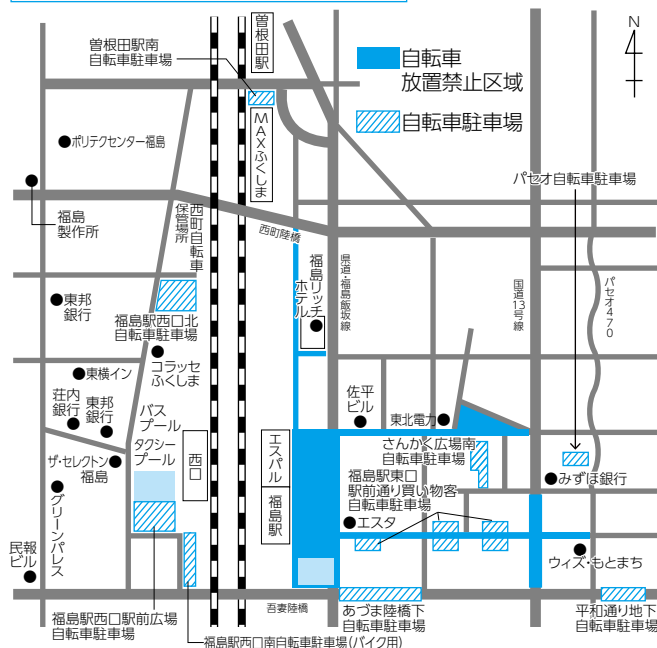
交通

自転車駐車場と自転車放置禁止区域

福島市自転車放置防止条例に基づき、自転車放置禁止区域内に放置（駐車）された自転車は、撤去の対象となりますので注意してください。

関交通政策課交通施設係 ☎525-3762

自転車駐車場と放置禁止区域



ももりんシェアサイクル

MOMORIN SHARE CYCLE

◆スマートフォンを使っての自転車貸し出しサービス

- 利用料金 50円/30分
 - 利用時間 24時間利用可
 - 貸出自転車 電動アシスト付ミニサイクル（70台）
 - 貸出場所 サイクルポート一覧参照
 - 支払方法 クレジットカード・キャリア決済・現金※・ICカード※
- ※現金・ICカードは、福島駅東口・西口設置の現金精算機でのみ利用可。

●利用方法

- ①専用アプリ（ecobike）をダウンロードして会員登録（氏名・メールアドレス・電話番号・クレジットカード番号等）してください。
- ②サイクルポートで、アプリからカメラを立ち上げ、自転車についているQRコードを読み込むと、自動で開錠します。



- ③サイクルポートで自転車の鍵を閉めてください。その後、アプリで「返す」をタップし、「返却に成功しました」と表示されれば返却完了です。



●サイクルポート一覧（R6.8.1現在）

ポート設置場所		駐輪可能台数
①	福島駅東口（バスプール北側）	20台
②	福島駅西口（駅前広場駐輪場前）	9台
③	パセオ通り北口	6台
④	曾根田駅	9台
⑤	県立図書館・美術館	6台
⑥	保健福祉センター	6台
⑦	NCVふくしまアリーナ	8台
⑧	ふくしん夢の音楽堂・古閑裕而記念館	8台
⑨	市役所本庁	14台
⑩	市立図書館	6台
⑪	稻荷神社前（上町バス停前）	6台
⑫	県庁前公園	15台
⑬	パセオ自転車駐車場	8台
⑭	キョウワグループ・テルサホール	6台
⑮	福島駅東口南（駅前交番側）	15台
⑯	コラッセひろば	15台
⑰	レンガ通り	9台
⑱	信夫山公園	10台
合 計		176台

- ヘルメットを持参し、着用をお願いします。
- ※その他詳細は、市ホームページをご覧ください
- お客様サポート窓口（ecobike株式会社）
- ☎0120-225-313【7：00～21：00受付】



母と子の健康

妊娠したら、妊娠届を

妊娠の診断を受け、出産予定日が確定したら、「福島市子育てアプリ えがお」から母子手帳交付申請・面談予約をしてください。こども家庭センター・えがお（保健福祉センター内）で「母子健康手帳」および「妊産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受検票」をお渡しするとともに、助産師や保健師が一人ひとりと面談し、相談に応じたり、必要なサービスを紹介するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

☎こども家庭センター・えがお

（こども家庭課母子保健係）

☎525-7671



すこやか手帳

福島市でおこなう乳幼児健診の診査票や予防接種の受け方・予診票をまとめたものです。赤ちゃんが生まれたら、市民課またはお近くの支所に出生届をして「すこやか手帳」をお受け取りください。また、他市町村で出生届をした場合は、市民課、支所、感染症・疾病対策課窓口にお申し出ください。転入・紛失の方は、母子健康手帳をお持ちの上、登録医療機関、感染症・疾病対策課で各種予診票をお受け取りください。

☎感染症・疾病対策課予防接種係 ☎597-6203

乳幼児健康診査

お子さんの健やかな成長の確認と育児相談の機会として、乳幼児健康診査を実施しております。健診当日は、「すこやか手帳」にある診査票をご記入になり、「市のホームページ」等で持ち物・日程等をご確認のうえ、受診してください。

健康診査	お知らせ方法など
4か月児健康診査	登録医療機関*に予約をしてお受けください。
10か月児健康診査	登録医療機関*に予約をしてお受けください。
1歳6か月児健康診査	個別通知いたします。
3歳児健康診査	個別通知いたします。

※登録医療機関については「市のホームページ」をご覧ください。

☎こども家庭センター・えがお（こども家庭課母子保健係）

☎525-7671

予防接種

全て登録医療機関での個別接種です。詳しくは「すこやか手帳」、「予防接種と子どもの健康」、市のホームページをご覧ください。または登録医療機関にお尋ねください。

☎感染症・疾病対策課予防接種係 ☎597-6203

電話相談・家庭訪問

妊娠や出産のこと、子育てのことでご心配なときは、お気軽にご相談ください。電話相談や家庭訪問で保健師、助産師がお話を伺います。

☎月～金 8:30～17:00

☎土曜日、日曜日、祝日、年末年始

☎こども家庭センター・えがお（こども家庭課母子保健係）

☎525-7671

☎健康づくり推進課地域保健第一係 ☎525-7674

☎健康づくり推進課地域保健第二係 ☎572-3120

えがお赤ちゃん訪問

生後2か月頃の赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健師・助産師が家庭訪問し、産後の体調や赤ちゃんの健康・子育てについて相談支援を行います。

☎こども家庭センター・えがお（こども家庭課母子保健係）

☎525-7671

こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月頃の赤ちゃんがいるすべての家庭に、こんにちは赤ちゃん応援隊や保健師等の専門職による家庭訪問を実施しています。

☎健康づくり推進課地域保健第一係 ☎525-7674

☎健康づくり推進課地域保健第二係 ☎572-3120

福島市子育てアプリ えがお

妊婦教室・離乳食相談会等の案内や、地域の子育て情報等の発信を行っています。

ぜひ、ご登録していただき、毎日の子育てにお役立てください。

☎こども家庭センター・えがお

（こども家庭課母子保健係）

☎525-7671



母と子の健康

健康相談・健康教育

育児サークル、幼稚園、保育所、学校等から、健康づくりに関する健康相談、健康教育の依頼をお受けしています。

図健康づくり推進課地域保健第一係 ☎525-7674

図健康づくり推進課地域保健第二係 ☎572-3120

FAX 525-5701

子ども医療費助成

0歳から18歳（誕生日以後最初の3月31日）までの子どもにかかわる医療費の保険診療および入院時食事療養費の自己負担分を助成します。

助成を受けるためにはあらかじめ登録の手続きをしてください。

図共生社会推進課医療助成係 ☎525-3747

養育医療

医師が入院養育が必要と認めた1歳未満の未熟児の医療費を給付します。医療機関より案内があった方は、手続きをしてください。

図共生社会推進課医療助成係 ☎525-3747

病児・病後児保育

病気または病気の回復期にあり保育所等における集団生活が困難なお子さんを、看護師等により一時的に預かる病児・病後児保育事業を実施しています。

福島卸商団地協同組合みらい・ゆめ保育園（鎌田）

未就学児を対象とした、病児保育及び病後児保育を実施しています。

●所在地 福島市鎌田字卸町12-3

●電話 024-563-7716（受付時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時）

●対象 生後6か月から就学前までのお子さん

●定員 3名

●実施日 月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで

●休日 土曜日・日曜日・祝祭日
年末年始（12月29日～1月3日）

●利用料 保育料 1時間 250円 給食費 250円

●利用に当たり、事前登録（面接）と予約が必要です。

●利用前に医師の診断（利用可能である旨）が必要です。（受診の際に「診療情報提供書」に書いてもらってください。）

●定員超過により利用できない場合があります。

詳しくは、みらい・ゆめ保育園へお問い合わせください。

アイグラン保育園福島大森（大森）

未就学児を対象とした、病児保育を実施しています。

●所在地 福島市大森字赤沢50-1

●電話 024-572-5417（受付時間：月曜日から金

曜日の午前8時から午後5時）

●対象 生後2か月から就学前までのお子さん

●定員 2名

●実施日 月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで

●休日 土曜日・日曜日・祝祭日

年末年始（12月29日～1月3日）

●利用料 2,000円/日（保育料、給食費含む）

●利用に当たり、事前登録（面接）と予約が必要です。

●利用前に医師の診断（利用可能である旨）が必要です。（受診の際に「診療情報提供書」に書いてもらってください。）

●定員超過により利用できない場合があります。

詳しくは、アイグラン保育園福島大森へお問い合わせください。

病児保育室 ほっこりパンダっこ（南沢又）

小学6年生までを対象とした、病児保育及び病後児保育を実施しています。

●所在地 福島市南沢又字館ノ内66-2

（ふくしまパンダ小児科併設）

●電話 024-572-4842（登録・予約は、ネット予約システム「あずかるこちゃん」から）

●対象 生後6か月から小学校6年生までのお子さん

●定員 4名

●実施日 月曜日から水曜日、金曜日、土曜日の午前8時30分から午後6時まで

●休日 木曜日・日曜日・祝祭日

年末年始（12月29日～1月3日）

●利用料 2,000円/日（保育料）、昼食は持参ください。

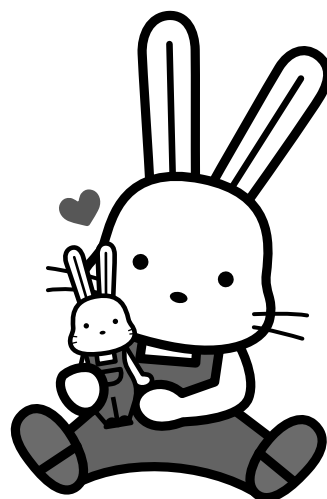
●利用に当たり、あずかるこちゃん事前登録と予約が必要です。

●当日利用前に医師の診断が受けられます。

●前日の医師の診察は不要です。ただし当日の診断次第では利用できないこともあります。（重篤な場合など）

●定員超過により利用できない場合があります。

詳しくは、病児保育室ほっこりパンダっこへお問い合わせください。



健康づくり

市民検診

実施期間：個別検診 6月～10月（子宮頸がん検診・乳がん検診のみ 6月～12月）

生活習慣病の予防や早期発見、早期治療を目的に、医療機関で実施する「個別検診方式」でおこなっています。

・実施医療機関については、市政だより 6月号の折り込みチラシ・市のホームページをご覧ください。予約してから受診してください。

●医療保険者健診 実施主体：各医療保険者

生活習慣病の予防のため、医療保険者が実施する健診です。

検診名	検査内容	対象者
国保特定健診	個別 ・問診、身体計測・診察、尿検査、血圧測定、血液検査（脂質、糖、肝機能、血清クレアチニン、血清尿酸）など ※貧血、心電図、眼底検査は条件該当者のみ	年度内40歳以上の市国保加入者
後期高齢者健診	個別 ・問診、身体計測・診察、尿検査、血圧測定、血液検査（脂質、糖、肝機能）など ※医師の判断により、血清クレアチニン	福島県の後期高齢者医療制度加入者で福島市に住民票がある方

* 社保特定健診は、各医療保険者ごとに検査内容、自己負担、受診方法など異なりますので、加入されている医療保険者（協会けんぽ、健保組合、共済等）へ問い合わせてください。

●がん検診等各種検診 実施主体：福島市

※職場等で受診機会のない方が対象です。

検診名	検査内容	対象者	自己負担金
胃がん検診	個別 ・問診、バリウムによる胃透視または胃カメラ	年度内50歳以上の方 ※2年に1回の実施となります。	2,800円
大腸がん検診	個別 ・問診、便潜血反応検査（2日法）	年度内40歳以上の方 ※65歳以上の方は結核検診を兼ねます。	600円
肺がん検診	個別 ・問診、胸部X線検査、喀痰検査（条件該当者）		X線 800円 喀痰 800円
男性検診 前立腺がん検診	個別 ・問診、血液検査（PSA検査）	年度内55歳～74歳の方 ※2年に1回の受診となります。	700円
女性検診 子宮頸がん検診	個別 ・問診、内診、頸部検査（細胞診）	年度内20歳以上の偶数歳の方 ※前年度未受診の奇数歳の方も可	1,700円
女性検診 乳がん検診	個別 ・問診 マンモグラフィ検査 40歳代…2方向 50歳以上…1方向	年度内40歳以上の偶数歳の方 ※前年度未受診の奇数歳の方も可	40歳代 1,800円 50歳代 1,000円
女性検診 骨粗鬆症検診	個別 ・問診、骨量検査（DIP法またはDXA法）	年度内40、45、50、55、60、65、70歳の方	1,000円
肝炎ウイルス検診	個別 ・問診、血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）	・年度内40歳の方 ・年度内41歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	1,000円
歯周病検診	個別 ・問診、歯ぐき及び歯の検査	年度内40、45、50、55、60、65、70歳の方	600円

* 妊娠中、治療中等により検診対象外となる場合があります。

* がん検診等各種検診の受診券を希望の方は、オンライン申請または健康づくり推進課へお問い合わせください。

* 年度内年齢とは、4月1日～翌年3月31日の間に迎える年齢です。

* 年度により検診内容・対象年齢が変更になる場合があります。

図健康づくり推進課検診予防係 ☎525-7680

健康づくり

健康相談・健康教室

市民の皆様の健康づくりを応援する事業を実施しています。ご自身の健康づくりにお役立てください。

●健康相談

訪問、電話、来所等により、保健師、栄養士、歯科衛生士が健康についての相談に応じます。お問い合わせください。

●各種健康教室・健康セミナー

健康づくりのための教室やセミナーを行っています。市政だより、地区回覧、市のホームページなどでお知らせしています。詳しくはお問い合わせください。

●各種健康講座

福島市の町内会、婦人会、サークル、職場などの団体を対象に、健康づくりや生活習慣病予防のための健康講座を行っています。詳しくはお問い合わせください。

図健康づくり推進課地域保健第一係 ☎525-7674

図健康づくり推進課地域保健第二係 ☎572-3120

図健康づくり推進課健康増進係 ☎597-8616

図健康づくり推進課検診予防係 ☎525-7680

●個別栄養相談

予約制で栄養士による相談を実施しています。お問い合わせください。

図健康づくり推進課地域保健第二係 ☎572-3120

●難病相談

保健師等が難病患者さんやそのご家族に対し、療養生活上の不安や困りごと等の相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

図感染症・疾病対策課難病支援係 ☎573-4384

個人線量計(ガラスバッジ)等による外部被ばく検査

市内にお住まいの方を対象に、放射線による健康不安の軽減と、今後の健康管理を目的に、外部被ばく線量を測定する個人線量計(ガラスバッジ)の貸し出しを行います。9月から11月末まで身につけて測定することで、1年間の推定外部被ばく線量を知ることができます。また、毎日の外部被ばく線量を知ることができる電子式積算線量計の貸し出しも行っておりますので、ご希望の方はお問い合わせください。

そのほか、放射線に関する不安や疑問などについての相談にも応じております。

図保健総務課放射線健康管理係 ☎525-7681

ホールボディカウンタによる内部被ばく検査

市内にお住まいの生後6か月以上の方を対象に検査を行っています。**検査を希望される場合は**オンライン申請または予約専用電話番号(536-1670 受付時間平日9時から16時)でお申し込みください。

※小・中学生(偶数学年)については、巡回バスにより学校で検査を受けることができます。

(転入時に巡回が終了しているなど学校で受検できない場合は、お問い合わせください。)

図保健総務課放射線健康管理係 ☎525-7681

高齢期の健康づくり

住民運営による通いの場「いきいきももりん体操(福島市版介護予防体操)スタート応援講座」

いきいきももりん体操に取り組む団体の支援を行います(下記立ち上げ要件参照)。

「いつまでも元気で暮らしたい」、「仕事や趣味・楽しみをこれからも続けたい」を体操に取り組むことで実現しましょう。

【立ち上げ要件】

- ・3人以上のグループ
- ・週1回3ヶ月以上継続できる
- ・会場、DVD視聴環境、イスの確保ができる

詳細についてはお問い合わせください。

図長寿福祉課地域包括ケア推進室 ☎529-5064



健康づくり・高齢者の福祉

老人クラブ

高齢社会を迎え、高齢者の社会参加は益々重要となっています。老人クラブは、その地域の高齢者が仲間とともに趣味や社会奉仕などの活動を通して健康の増進や教養の向上をはかり、生きがいのある楽しい生活を送るため様々な活動に取り組んでいます。

市内に居住するおおむね60歳以上の方なら誰でも加入できます。

関ふくこぶし福島（福島市老人クラブ連合会）事務局
☎534-1165

老人福祉センター

60歳以上の方の憩いの場として、入浴設備や健康増進のためのミニゴルフ場などを備え、健康相談もおこなっています。おおむね20名以上の団体利用にはバスによる送迎もおこなっています。

関老人福祉センター ☎545-4511

所 仁井田字ハツ割川原3

☎月～土 8:30～16:00（入浴設備利用は15時まで）

休 日、祝日、年末年始（12/28～1/4）

わたりふれあいセンター

高齢者に健康で明るく楽しい一日を過ごしていただくための健康増進設備や入浴設備を備え、囲碁、将棋などを楽しんでいただけるほか、健康相談もおこなっています。また、児童センターに併設しており、子どもと高齢者の交流ができる施設です。

関わたりふれあいセンター ☎522-2563

所 渡利字番匠町43

☎月～土、第2・4・5日曜日

9:00～18:00（入浴設備利用は16時まで）

休 第1・3日曜日、1/1、1/2

敬老会と敬老祝金

敬老の日を中心に、敬老と長寿を祝福する敬老会を各地区で開きます。招待対象となるのは77歳以上の高齢者の方で、88歳（米寿）の方には敬老祝金を贈ります。

関長寿福祉課長寿福祉係 ☎525-7656

在宅福祉

高齢者が要介護状態になったり、状態が悪化することがないようにする介護予防、自立した生活を確保するために必要な支援を目的として、次のような施策をおこなっています。

(1) 地域包括支援センター

- ・ 自宅での生活や、介護に関する各種相談
- ・ 介護予防サービス利用計画作成・評価
- ・ 高齢者への虐待など権利擁護に関する相談
- ・ 公的福祉サービスや介護保険についての説明、申請代行
- ・ 福祉用具の紹介、助言など

☎月～金 午前8時30分～午後5時15分

● 福島市地域包括支援センター一覧

中央地域包括支援センター	☎533-8891	所 森合町10-1
中央東地域包括支援センター	☎525-7888	所 春日町14-14
中央西地域包括支援センター	☎563-4880	所 野田町一丁目12-72
渡利地域包括支援センター	☎515-3135	所 渡利字中江町29-3
杉妻地域包括支援センター	☎573-8130	所 太平寺字町ノ内30
蓬萊地域包括支援センター	☎547-2345	所 田沢字入20
清水東地域包括支援センター	☎558-7300	所 北沢又字番匠田5
清水西地域包括支援センター	☎591-4876	所 南沢又字水門下160-3
信陵地域包括支援センター	☎558-7867	所 大笹生字向平6-1
北信東地域包括支援センター	☎553-1555	所 瀬上町字四斗時1-1
東部地域包括支援センター	☎536-5001	所 山口字梅本31-8
北信西地域包括支援センター	☎552-5544	所 本内字西河原5-76
吉井地域包括支援センター	☎546-6222	所 吉倉字谷地36-1
西部地域包括支援センター	☎594-5800	所 土湯温泉町字坂ノ上23
飯坂南地域包括支援センター	☎542-8779	所 飯坂町平野字小深田1-5
飯坂北地域包括支援センター	☎573-6077	所 飯坂町中野字高田前2-16
飯坂東地域包括支援センター	☎542-8411	所 飯坂町湯野字梁尻1-1
松川地域包括支援センター	☎567-5840	所 松川町字産子内1-1
信夫地域包括支援センター	☎593-0151	所 上島渡字北河原2-1
吾妻東地域包括支援センター	☎555-3522	所 笹木野字水口下13-1
吾妻西地域包括支援センター	☎591-3708	所 在庭坂字志津山6-1
立子山飯野地域包括支援センター	☎562-4110	所 飯野町字西宮平25-1

(2) 福島市認知症高齢者等お帰り見守り事業

福島市長寿福祉課、福島警察署、福島北警察署、お住まいの地域包括支援センターに情報を登録し、行方不明となったときに警察と地域の関係機関・事業所が協力し早期に発見するための仕組みです。

また、登録と併せて「身元確認QRコードシール」を配布いたします。

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 生きがい型デイサービス

在宅で生活する介護保険に該当しない65歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯または日中独居で閉じこもりがちの方に対して、通所により各種サービスを提供し、生きがいづくりを支援します。

高齢者の福祉

(4)温泉利用介護予防事業（湯ったりデイサービス）

温泉を利用したデイサービスを提供します。サービス内容は(3)と同様です。

(5)生活支援型短期入所

介護保険に該当せず、同居家族などの日常生活上の支援により在宅生活が送れる高齢者などを、家族などが介護できない場合に限り、一時的に施設において養護します。

(6)食事サービス

65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯で食の確保が困難な方などに栄養バランスのとれた食事（昼食）を訪問により配食し、利用者の安否確認を行います。

(7)緊急通報装置設置支援事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して、緊急事態が発生した場合に安否の確認をおこない、救急車の依頼などに速やかに対応するため、緊急通報装置の設置支援を行います。（年齢に応じた所得制限あり）

(8)はり、きゅう、マッサージ等施術費助成

寝たきり高齢者の介護をしている方や65歳以上のひとり暮らしの高齢者に、はりなどの施術費用の一部を助成します。（介護慰労手当受給世帯、保険給付対象施術は除く）

(9)訪問理美容利用助成事業

自宅への訪問理美容サービスを希望する主に寝たきりの高齢者などへ出張費用の一部を助成します。

(10)在宅介護慰労手当支給

寝たきり高齢者などを在宅で常時介護している方に、申請により手当を支給します。

(1)(2) 岡長寿福祉課地域包括ケア推進室

☎529-5064

(3)～(9)岡長寿福祉課長寿支援係 ☎525-7657

(10) 岡長寿福祉課長寿福祉係 ☎525-7656

●高齢者総合相談センター

高齢者総合相談センターでは、高齢者やそのご家族の悩みごと、心配ごとに関する相談をお受けしています。

〒福島市渡利字七社宮111

福島県総合社会福祉センター3階

☎524-2225

(1)一般相談

☎月～木 9:00～17:00

（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

(2)法律相談

※要予約。相談会の日程等についてはお問い合わせください。

介護保険

介護保険の被保険者

65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）は、介護保険の被保険者となります。

介護サービスを受けるまで

介護保険のサービスを利用するためには、本人や家族などが市に要介護認定の申請をする必要があります。申請をすると、市職員または市から委託を受けた介護支援専門員が自宅や病院などを訪問し、心身の状態などに関する調査をおこないます。また、かかりつけの医師に医学的な立場から意見書を書いてもらいます。これらをもとに、介護認定審査会で介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

要介護（要支援）の認定を受けた場合は、介護（予防）サービス計画を作成します。地域包括支援センターまたは介護支援専門員が本人や家族と相談して、利用するサービスの種類やサービス提供事業者などを決定します。この介護（予防）サービス計画にそって、サービスを受けることになります。

●要介護認定の申請窓口

- ・介護保険課
- ・各支所・茂庭出張所

※地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所、介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

岡介護保険課介護認定係 ☎525-6552

介護サービスの内容

介護保険のサービスは、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに区分されます。サービスを利用したときは、所得等に応じ、1割から3割を負担します。

◆居宅サービス（介護予防サービス等含む）

●家庭を訪問するサービス

- ・ホームヘルパーの訪問 [訪問介護]
- ・看護師などの訪問 [訪問看護]
- ・リハビリの専門職の訪問 [訪問リハビリ]
- ・看護・介護職員が移動式入浴車等で訪問 [訪問入浴介護]
- ・医師、歯科医師、薬剤師などが、往診等の際に行う指導 [居宅療養管理指導]

●日帰りで通うサービス

- ・通所介護事業所（デイサービスセンター）などへの通所 [通所介護]
- ・介護老人保健施設などへの通所 [通所リハビリ（デイケア）]



介護保険

◆施設への短期入所サービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などへの短期入所 [短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）]

◆福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

- ・福祉用具の貸与、購入費の支給
- ・手すりの取付けなどの住宅改修費の支給

◆「共生型サービス」

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。共生型サービス事業所では、障がい児者も訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の利用ができます。

◆地域密着型サービス

- 福島市民が住み慣れた地域で暮らすことを重視したサービスです。

- ・夜間対応型訪問介護
夜間や早朝の定期巡回と緊急時の随時訪問サービス
- ・認知症対応型通所介護（デイサービス）
認知症状態の方が受けられるデイサービス
- ・小規模多機能型居宅介護
通いを中心として訪問や泊まりを組み合わせるサービス
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症状態の方が日常生活の支援を受けながら共同生活を行うサービス
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
定員29人以下の特別養護老人ホーム
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護の24時間サービス
- ・看護小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス
- ・地域密着型通所介護
定員18人以下の小規模な施設で日常生活の世話や機能訓練などを受けられるサービス

◆施設サービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
日常生活の介護を中心とした施設
- ・介護老人保健施設
リハビリなどの医療ケアを中心とした施設
- ・介護医療院
長期療養のため医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設で、介護療養型医療施設の転換施設です。

◆高額介護（介護予防）サービス費

介護保険のサービスを利用し、1か月間に支払った自己負担額（食費・居住費を除く）が所得等に応じた上限額を超えたときは、超えた分が申請により払い戻されます。対象となる方には、お知らせします。

◆交通事故等による給付について

交通事故等により介護保険の給付を受けるときは、必ず「介護保険第三者の行為による損害届」を介護保険課へ提出してください。

図介護保険課介護給付係 ☎525-6587

介護保険料

●65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料は本人の所得および世帯の市民税の課税状況に応じ、13段階で設定されます。

老齢等の年金を年間に18万円以上受けている方は、年金からの天引きによる「特別徴収」となります。

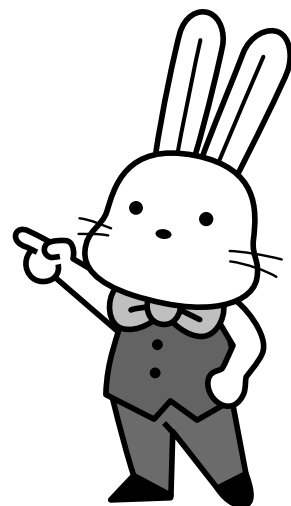
それ以外の方は、個別に納付書などで納める「普通徴収」となります。

※年度途中で65歳になられた方や転入された方は、老齢等の年金を年間に18万円以上受けていても、一定の期間は「普通徴収」となります。

●40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

保険料は加入している医療保険によって算定方法が異なり、医療保険の保険料と一括して納めます。

図介護保険課介護資格係 ☎525-6551



障がい福祉

相談窓口

障がい者の生活全般に関わる相談、諸サービスの利用援助、情報提供を行っています。

●障がい者に関する相談全般

圓ふくしま基幹相談支援センター ☎592-2025

身体・知的・精神の障がいに関わらず、18歳以上の障がい者やご家族などの身近な相談窓口として、お住まいの地域を担当する下記記載の相談支援事業所を5ヵ所開設しています。障害福祉サービスの利用や生活上の様々

な相談を受けておりますので、ご相談ください。
こどもの障がいに関する相談は「相談支援事業こじかキッズサポート KOJIKI KID'S SUPPORT」で市内全域のご相談に対応しています。

●権利擁護全般、成年後見制度に関する相談

圓福島市権利擁護センター ☎533-3341

●障がいを理由とする差別に関する相談

下記記載の相談支援事業所

相談支援事業所	管 内	地区名（大字名等）
くるみ相談支援 野田町三丁目4-48 TEL 529-6404 FAX 529-6406	本 庁	旧市内・五十辺・信夫山・野田町1～7丁目・野田町の一部（清水支所以外）東中央1丁目・南中央の一部（1丁目の一部と4丁目の一部）
けやきの村 指定相談支援事業所 飯坂町中野字西高田1-2 TEL 563—6432、563—7399 FAX 573—9919	北 信 支 所	丸子・瀬上町・宮代・下飯坂・冲高・北矢野目・南矢野目・本内の一部（荒田・上台・萱野・北街道下・北古館ほか）・鎌田の一部（赤沼・畔道・石ヶ森・石橋・一里塚・一本松・江添・大柳ほか）
清心荘 指定相談支援事業所 南沢又字水門下160-1 TEL 592-2020 FAX 592-2020	飯 坂 支 所 茂 庭 出 張 所	飯坂町・飯坂町平野・飯坂町中野・飯坂町湯野・飯坂町東湯野・飯坂町茂庭・大笹生の一部（釜平・中沢・中沢西・中道）
	清 水 支 所	森合・泉・御山・南沢又・北沢又・野田町の一部（谷地・上谷地・高野・上高野）
	信 陵 支 所	笹谷・大笹生の一部（飯坂支所以外）
特定相談支援事業所 ステップアップつばさ 飯坂町平野字南中屋敷1-8 TEL 502-1199 FAX 541-2081 ※来所相談は、事前予約により、八木田字並柳41-3（同法人施設である「父の夢」内となります）	吾 妻 支 所	笹木野・上野寺・下野寺・八島田・李平・町庭坂・二子塚・在庭坂・土船・庄野・桜本・東中央2～3丁目・西中央1～5丁目・南中央1～4丁目（本庁以外）・北中央1～3丁目
	杉 妻 支 所	郷野目・鳥谷野・太平寺・黒岩・伏拝
	吉 井 田 支 所	方木田・吉倉・八木田・仁井田
	西 支 所	佐倉下・上名倉（さくらを含む）・佐原・荒井（荒井北を含む）
	土湯温泉町支所	土湯温泉町
相談支援センターリアン 渡利字鳥谷下町67-1 TEL 573-8425 FAX 573-8426	信 夫 支 所	永井川・大森・成川・下鳥渡・上鳥渡・山田・小田・平石
	渡 利 支 所	渡利（南向台を含む）・小倉寺
	東 部 支 所 大 波 出 張 所	岡部・山口・岡島・大波・本内の一部（北中河原・慶二・新畑・中河原・西慶二・大柳・東大柳ほか）鎌田の一部（愛宕前・阿良久・大隅・大畑・沖・庚塚・北河原ほか）
	蓬 萊 支 所	蓬萊町・清水町・田沢
	立 子 山 支 所	立子山
	松 川 支 所	松川町（松川町美郷を含む）・松川町関谷・松川町金沢・松川町浅川（光が丘・金谷川を含む）・松川町水原・松川町沼袋・松川町下川崎
相談支援事業 こじか キッズ サポート KOJIKI KID'S SUPPORT 方木田字前白家9-12 こじか子育て支援センター内 TEL 529-5356 FAX 544-7136	飯 野 支 所	飯野町・飯野町青木・飯野町大久保・飯野町明治
		市内全域（こどもの障がいに関する相談）



障がい福祉

手帳の交付

●身体障害者手帳

体の不自由な方が援護、制度上の便宜を受ける場合に役立つもので、申請書に指定医師の診断書と写真を添えて申請し、本市の判定を受けて交付されます。

●療育手帳

知的障がい児（者）の援護、制度上の便宜を受ける場合に役立つもので、県児童相談所、または県障がい者総合福祉センターでの判定を受けて交付されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が支援を受けたり、制度を利用する際に役立つもので、申請書に所定の診断書などを添えて申請し、県の判定を受けて交付されます。

図障がい福祉課障がい給付係 0525-3796

手当

●特別障害者手当など

所得保証の一環として、重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するために、手当制度が設けられており、年齢により特別障害者手当（20歳以上）と障害児福祉手当（20歳未満）に分かれています。所得・施設入所などによる支給制限があります。

●特別児童扶養手当

身体または知的、精神に中度または重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している方が対象となります。

所得・施設入所などによる支給制限があります。

●重度心身障害児童扶養手当

20歳未満の重度の心身障がい児（身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aの方）を監護している方が対象となります。

図障がい福祉課障がい給付係 0525-3796

その他の助成など

おむつ等購入券・福祉タクシー券の交付、在宅酸素濃縮器電気代の助成などをおこなっています。

図障がい福祉課障がい給付係 0525-3796

重度心身障がい者医療費助成

障害者手帳所持者で、該当となる等級の方を対象に医療費の保険診療自己負担分を助成します。助成を受けるためにはあらかじめ登録の手続きをしてください。

図共生社会推進課医療助成係 0525-3747

自立支援医療

身体障がい者の更生医療費、身体障がい児の育成医療費及び精神障がい者の通院医療費の各自己負担が原則として1割となります。

所得等に応じて上限が決められています。

図障がい福祉課障がい給付係 0525-3796

障がい福祉サービス

障がい児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の生活を支援します。身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者などが対象となります。（サービス利用に応じ費用の1割負担となります。ただし、所得に応じて上限が決められています。）

●居宅介護（ホームヘルプサービス）

入浴、排せつなどの身体の介護、食事の準備、掃除、洗濯など家事援助等の支援が受けられます。

●短期入所（ショートステイ）

施設に短期間入所して、介護や日常生活の世話、機能訓練などが受けられます。

図障がい福祉課自立支援係 0525-3746

子育て・入園入学

福島市ファミリーサポートセンター

子どもを預かることができる方と子どもを預けたい方を会員登録し、子どもの一時預かりを仲介します。

☎8:30~17:00 ㊟日曜日・祝日・年末年始
☎526-0612 ㊟早稲町4-16 ラヴィバレー番丁3階

こども発達支援センター

子どもの発達に関する相談をお受けしています。また、障がい児通所支援等事業を行っています。

☎8:30~17:00 ㊟土曜日・日曜日・祝日・年末年始
☎534-6074 ㊟森合町10-1

地域子育て支援センター

乳幼児の子育てに関する相談・指導、親子教室・交流活動などを実施し、子育て全般に関する専門的な支援をおこないます。気軽に相談・ご利用ください。

わかば子育てセンター ☎525-6449

㊟浜田町4-5 (福島わかば保育園内)

とやの子育て支援センター ☎545-2832

㊟鳥谷野字梅ノ木内15

さくら子育て支援センター ☎563-7222

㊟渡利字大豆塚7番地 (さくら保育園内)

さくらんぼ子育て支援センター ☎597-6309

㊟野田町五丁目4-50 (さくらんぼ保育園内)

ごうのめ子育て支援センター ☎563-4740

㊟郷野目字上14 (ごうのめこども園内)

ほくしん子育て支援センター ☎552-2774

㊟北矢野目字江下2-1

ふくしま信陵子育て支援センター ☎563-4005

㊟北沢又字上日行壇3番地の43

せのうえ子育て支援センター ☎553-5390

㊟瀬上町字寺後6 (瀬上保育所内)

あゆみ子育て支援センター ☎555-6810

㊟南矢野目字中屋敷62-1 (あゆみ保育園内)

ゆかり子育て支援センター ☎552-1315

㊟丸子字沢目42-1 (福島ゆかり保育園内)

おかやま子育て支援センター ☎535-8846

㊟岡部字倉ノ内89

いいざか子育て支援センター ☎597-6679

㊟飯坂町字桜下11-9 (飯坂保育所内)

三育子育て支援センター ☎558-3319

㊟笹谷字城場6-2 (三育保育園内)

子育て支援センター みんなの家@ふくしま ☎572-4690

㊟笹谷字清水14-12

さゆり子育て支援センター ☎533-1013

㊟上野寺字東1-1 (さゆりこども園内)

たんぼぼ第二子育て支援センター ☎555-0045

㊟泉字仲田8-9 (たんぼぼ第二保育園内)

にわさか子育て支援センター ☎591-5340

㊟町庭坂字舌塚28 (にわさか保育園内)

あづま子育て支援センター ☎557-3366

㊟笹木野字下屋敷46-3 (あづま保育園内)

こじか子育て支援センター ☎545-7675

㊟方木田字前白家9-12

ちゅうりっぷ子育て支援センター ☎545-8718

㊟大森字日蔭92 (ちゅうりっぷ保育園内)

さくらみなみ子育て支援センター ☎546-2844

㊟平石字堰ノ上34 (さくらみなみ保育園内)

あすなろ子育て支援センター ☎549-1280

㊟田沢字姥懐3-1 (あすなろ保育園内)

あいあい子育て支援センター ☎090-7424-2838

㊟松川町字石合内19-1

児童センター

遊戯室、図書室などを備えた、地域の子どものための施設です。子どもの遊び場として自由にご利用ください。

☎10:00~18:00 ㊟日曜日・祝日・年末年始

蓬萊児童センター ☎549-8764

㊟蓬萊町四丁目14-1

清水児童センター ☎559-1429

㊟南沢又字上河原21-1

東浜児童センター ☎531-5601

㊟東浜町11-45

野田児童センター ☎556-1332

㊟笹木野字館1-3

渡利児童センター ☎522-2564

㊟渡利字番匠町43

放課後児童クラブ

昼間保護者がいない家庭の小学生を対象として、放課後に家庭に代わり遊びと生活の場を提供します。市内には現在96のクラブがあります。

㊟こども政策課子育て支援係 ☎525-3767

児童手当

中学校修了前の児童を監護し、生計を同一にしている保護者に支給されます。

受給者の前年度所得が所得制限限度額未満の手当月額額は、児童の年齢及び人数により、1人につき10,000円または15,000円となります。所得制限限度額以上・所得上限限度額未満の手当月額は特例給付として児童1人につき5,000円となります。ただし、所得上限限度額以上の場合は児童手当・特例給付は支給されません。

㊟こども政策課子育て給付係 ☎572-7103



子育て・入園入学

児童扶養手当

ひとり親家庭などで18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の母または父、当該父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。(ただし、支給基準、制限などがあります。)

●支給額(令和6年4月より)

児童1人の場合は月額10,740円～45,500円、児童2人の場合は月額5,380円～10,750円加算、3人目からの児童1人増えるごとに3,230円～6,450円加算。

図こども政策課子育て給付係 ☎572-7103

ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭(所得制限限度額未満)の親と子(18歳未満)にかかわる医療費の保険診療および入院時食事療養費の自己負担分を助成します。助成を受けるためにはあらかじめ登録の手続きをしてください。なお、子ども医療費助成該当の場合は、子ども医療費助成が優先します。

図共生社会推進課医療助成係 ☎525-3747

保育所・幼稚園・認定こども園に入るには

保育所への入所

就学前のお子さんを持つ保護者が、就労や病気などのため日中保育ができない場合に、お子さんを保育します。

図幼稚園・保育課幼保認定係 ☎525-3750

幼稚園への入園

就学前のお子さんへ教育を行う学校教育施設です。

●市立幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいた幼児の主体性を育む教育をします。全園で長期休業期間(夏・冬・春休み)も預かり保育を実施しています。園児募集は10月から、詳しくは市政だよりでお知らせします。

図各市立幼稚園

または幼稚園・保育課幼保支援係 ☎572-3122

●私立幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、各園の建学の精神による教育の特色を園ごとに創意工夫のもと保育をします。園児募集等の詳細は各園へ直接お問い合わせください。

図各私立幼稚園

認定こども園への入園

就学前のお子さんへ幼児教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

図各認定こども園

または幼稚園・保育課幼保認定係 ☎525-3750



小学校への入学

就学時健康診断

入学の前年の9～10月に実施します。学校から通知がありますので必ず受けてください。

入学通知書

入学する年の1月末に市教育委員会から入学通知書を郵送します。入学する学校は住民基本台帳に登録されている住所によって決まります。住所が変わったときは市民課、各支所・茂庭出張所へ届け出てください。

図教育委員会学校教育課 ☎525-3782

福島市子育てポータルサイト

親子で楽しめるイベント情報や子育て情報をわかりやすくお伝えする、ポータルサイトです。

「子どもが生まれたら、何をすればいいの?」「家の近くの保育園や幼稚園はどこ?」「日曜日に急に子どもの具合が悪くなった!病院はどこに行けばいいの?」などの疑問にお子さんの年齢から検索したり、マップから簡単に探したり、さまざまなコンテンツで、必要な情報をお届けします。

図こども政策課 ☎572-3416



就学援助制度

市内の国公立小中学校に通うお子さんがいる家庭で、経済的な理由から学用品費や給食費等の支払いにお困りである家庭に対して、費用の一部を援助する制度を設けています。

図教育委員会学校教育課 ☎572-3987

生涯学習

学習センター

福島市内には16の学習センターと6つの分館があります。一般教養をはじめ幅広い学習の場として、次のような事業をおこなっています。

1 社会教育事業

区 分		事 業 名
少 年 教 育		少年学級・講座 ジュニアリーダー教室、親子教室 世代間交流事業
成 人 教 育	青 年 教 育	青年学級（ヤングカレッジ）・青年教育講座
	女 性 教 育	女性学級・講座
	各 種 講 座 等	市民学校、市民大学講座 ICT活用セミナー 現役卒業世代対象事業 ふくしまマスターズ大学
高 齢 者 教 育		高齢者学級・講座
家 庭 教 育		家庭教育学級・講座 子育て支援講座 語り合いネットワーク推進事業
芸 術 文 化・ 文 化 財・芸 能		各種展覧会、文化祭 俳句、短歌、芸能祭 歴史講座、史跡めぐり
体 育・ レクリエーション		スポーツ教室・大会 囲碁・将棋・レクリエーション大会
地 域 学 校 協 働		地域学校協働本部事業 (地域学校協働活動)

毎月の「ふくしま市政だより」には、皆さまがお住まいの地区の「地区だより」が折り込まれており、それぞれの学習センターの事業や募集などの案内をおこなっていますのでご覧ください。

2 生涯学習の相談

- 各学習センターの生涯学習指導員が、生涯学習に関する指導や助言、また生涯学習の情報提供をおこなっています。

3 図書の貸出し

- 中央学習センター、蓬萊・清水・飯野の各分館を除く各学習センターには図書室があり、図書の閲覧や貸出しをおこなっています。各図書室にない、希望図書についてもネットワークにより検索し、図書館や他の学習センターから取り寄せることもできますのでお気軽にご利用ください。

4 生涯学習活動の支援、場所の提供

- 学習団体の自主的な活動やサークル活動の場として、学習センター施設をご利用いただくことができます。また、主催事業や団体使用のない時の施設については、個人学習の場としても開放していますのでご利用ください。

なお、渡利・蓬萊・清水・北信・飯坂・松川・吾妻学

習センターの多目的ホールおよび清水学習センターの軽運動室は、毎週金・土曜日の午前9時から午後6時までを個人利用日としています。

施設の利用について詳しくは、各学習センターへお問い合わせください。

☎9:00～21:00

図書室は17:45まで（日曜日は17:00まで）

☎火曜日、国民の祝日（火曜日の場合は翌日）、年末年始ほか

休館日でも図書室以外は専用使用（5人以上での使用）ができます。（事前に登録と申請が必要です。）

こむこむ館

全天周映像も楽しめるプラネタリウム、児童書専門の図書館、港をモチーフにした常設展示室や、体験型のデジタルコンテンツなどを備えています。

また、さまざまなイベントやワークショップも開催しております。

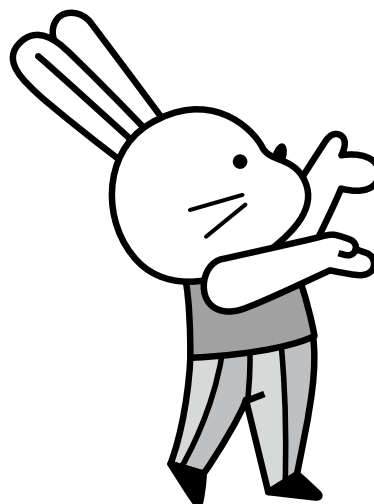
詳しくは、こむこむ館にお問い合わせください。

☎早稲町1-1 ☎524-3131

☎9:30～19:00

☎毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌平日）

※学校の長期休業期間は開館



町内会活動・市民活動・共創のまちづくり

町内会活動

●住民自治組織（町内会）

市内には、住民の自治組織として町内会が組織され、地域課題の解決や住民福祉の向上、会員相互の親睦などを図るために種々の活動をおこなっています。また、市民と市政を結ぶ重要な役割を果たしています。町内会を通して、明るい地域社会づくりのための活動にご参加ください。

図地域共創課地域振興係 ☎525-3731

自治振興協議会

地域振興及び地域住民の福祉向上のため、市政の重要課題や地域の課題、要望、意見などについて、市長と意見交換し、市民の声を市政に反映させることを目的に、毎年地区ごとに開催しています。

図地域共創課地域振興係 ☎525-3731

市民活動

●市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターは、市民活動団体の活動支援と人材育成、団体相互の交流・連携を図り、共創のまちづくりを推進及び市民活動を促進するための活動拠点です。

公益的な市民活動団体やNPO、ボランティアサークルなどの情報の受発信、会議室等の貸出、市民活動に対する研修や相談などの支援をおこなうとともに、センターが取り組む様々な事業を通じて、共創のまちづくりを推進していきます。

☎9:00～21:00 図火曜日・年末年始

図市民活動サポートセンター ☎526-4533

所大町4-15 チェンバおおまち3階

MAP 2-C

共創のまちづくり

市は市民のみなさんと一緒に地域の新しい魅力や価値を共につくる「共創」のまちづくりに取り組んでいます。共創のまちづくりを実現するためには、「自分たちのまちは、自ら考え、自らつくる」という意識を持ち、行動することが必要です。

また、近年のまちづくりを取り巻く環境の変化に伴い、様々な課題解決のためには、地域で暮らすみなさんや活躍する団体、企業、学校などが手を取り合って取り組むことがとても重要です。

それぞれが主役となって力をあわせ、地域の課題を解決するという姿勢が求められています。

図地域共創課市民共創係 ☎525-3731

国際交流

国際交流

●福島市国際交流協会

異なる文化を認め合う「多文化共生のまち福島」の実現を目指し、市民・民間団体・行政の一体的な国際交流を推進しています。

日本人の外国文化理解及び外国人の日本文化理解のためのイベントや講座、国際交流推進団体との連携事業、多言語での生活・防災・行政・イベント情報の発信などの活動を行っています。

皆さまのご入会をお待ちしております。

図定住交流課都市間交流係 ☎525-3739

✉teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

▶https://www.f-ifa.jp

●福島市外国人生活相談窓口

—Support Desk for Foreign Residents—

外国籍の方など外国にルーツを持つ方、また外国にルーツを持つ方を支援する方の生活相談・各種手続きの支援を行います。

相談員は英語・ベトナム語・日本語が話せます。翻訳機で110以上の言語で対応可能です。

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

祝日、年末年始（12/29～1/3）除く

図定住交流課 ☎525-3739

●福島県国際交流協会

県民の国際交流に関する幅広い活動を促進することにより、世界各国との相互理解と友好親善を深めるとともに、地域の活性化とより豊かな県民生活の実現を推進する総合的な国際交流機関です。

図舟場町2-1 福島県庁舟場町分館2階

☎524-1315 ✉info@worldvillage.org

▶https://www.worldvillage.org/

●外国人住民のための相談窓口

・外国人住民のための相談に多言語（13言語）で対応しています。

○日本語・英語・中国語（相談による対応）

火曜日～土曜日 9:00～17:15

○韓国語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語（通訳員による対応）

木曜日 10:00～14:00（第4、5木曜日は事前予約が必要）

○韓国語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・ネパール語・インドネシア語・スペイン語・ウクライナ語・ロシア語（外部通訳サービスによる対応）

火曜日～土曜日 9:00～17:15

各曜日とも祝日は除く

☎024-524-1316 FAX 024-521-8308

✉ask@worldvillage.org

・三者通訳電話（トリオフォン）

トリオフォンを利用して外国人住民と行政機関等の間での通訳をします。

☎024-524-1316

就労・経営・起業

仕事をお探しの方

●ハローワーク福島（福島公共職業安定所）

ハローワークでは就職活動に役立つ様々な支援メニューや専門窓口（職業訓練コーナー、マザーズコーナー等）をご用意しております。

また、オンライン相談も実施しておりますのでお気軽にご利用ください。

詳しくはホームページをご覧ください。

☎534-4121 ㊦狐塚17-40

▶https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01976.html



●福島新卒応援ハローワーク

大学生・大学・短大・高専・専修学校・高等学校・中学校などを卒業・修了予定の学生・生徒や、卒業後概ね3年以内の方を対象に職業相談やセミナーなどの支援を行っています。

☎529-7649

㊦曾根田町1-18（MAXふくしま5階）

●福島わかものハローワーク

正規雇用を目指す若者（おおむね35歳未満）を対象に就職支援を行っています。

・ミドルエールコーナー

安定した雇用を希望するおおむね35歳から56歳以下の方に、専門の担当者が、就職活動から就職実現、定着まで支援を行います。

☎529-6626

㊦曾根田町1-18（MAXふくしま5階）

●ふるさと福島就職情報センター（ジョブカフェふくしま）

県内就職希望の方に、就職に関する支援を行っています。

☎525-0047

㊦三河南町1-20 コラッセふくしま2階

▶https://kando-fukushima.jp/contact/jobs_consultation

●福島県内の職業能力開発施設などの情報

福島職業能力開発促進センター（ポリテクセンター福島）求職者の方にもものづくり分野の職業訓練と就職支援を実施し、また在職者向けに生産性向上を目的とした講習を開催しています。

▶<https://www3.jeed.go.jp/fukushima/poly/index.html>

あるいは、Web検索ワードは「ポリテク福島」

福島県職業能力開発協会

▶<https://f-shokunou.or.jp/>

●就職関連情報

福島市や県北地域企業の魅力をお伝えするために様々な就職支援情報や企業情報を発信しています。

福島市ホームページ（福島市就職応援ポータルサイトえふWORK）

●県北障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

☎529-6800

㊦八木田字並柳20-5 福島八木田ビル106

●公益社団法人福島市シルバー人材センター

健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の方に会員登録をしていただき、センターが受託した仕事を提供しています。

☎531-2511

▶<https://webc.sjc.ne.jp/fukushima/>
㊦東浜町11-40

●福島県北・相双地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている15～49歳までの皆さまを対象に、セミナー、キャリア面談など就労に向けた支援を行う機関です。

☎563-6222 ㊦太田町17-8 アーバン横山1-1F

▶<https://fss.beans-fukushima.or.jp/>

●福島県福祉人材センター

福祉（高齢者・障がい者・児童施設、保育所等）の仕事に對しての就業相談や求人情報提供を行います。

☎521-5662

▶<https://f-fjc.com/>

㊦渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内

●福島県保育士・保育所支援センター

保育の仕事を目指す保育士・子育て支援員・学生の方に対する就業相談・求人情報提供や希望者への保育所・認定こども園等の見学機会を提供します。

☎521-5662

▶<https://f-hhc.com/>

㊦渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内

職場のトラブル等でお悩みの方・お尋ねになりたい方

●福島労働局総合労働相談コーナー

パワハラやいじめ等職場環境の問題、解雇や賃金等労働条件の問題の相談を受けます。労働紛争解決制度もあります。労使いずれから相談可。

㊦花園町5-46

福島第二地方合同庁舎4階（福島労働局雇用環境・均等室内）

☎536-4600

☎0800-8004611（労働者専用）

●福島労働局雇用環境・均等室

セクハラ、性差別・マタハラ、パワハラ、母性健康管理、育児・介護休業、パートタイム・有期雇用労働に係る相談を受けます。労使いずれから相談可。

㊦花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階

☎536-4609

●福島労働基準監督署

解雇や賃金等労働条件の問題、職場の安全衛生の確保に関する相談、労災手続き等の相談を受けます。労使いずれから相談可。

㊦霞町1-46 福島合同庁舎1階

☎536-4859



就労・経営・起業

融資制度

- **福島市中小企業融資制度**
市内の中小企業者を対象とした融資制度を設けています。
・中小企業一般融資（一般枠・震災特別枠）
・中小企業ゼロカーボン資金融資（開発資金枠・導入資金枠）
・組織資金融資
▶ <https://www.city.fukushima.fukushima.jp/sangyou-seisaku/shigoto/chushokigyo/yushisedo/877.html>
図産業雇用政策課産業政策係 ☎515-7746
- **創業応援利子補給事業**
創業を目指す熱意ある方を応援するため、創業にかかる融資の利子（最長2年）を補助します。
図産業雇用政策課創業推進係 ☎525-7658
- **福島県中小企業制度資金**
福島県ホームページ
▶ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/seidosikin.html>

商店街等支援

- **新規出店にかかる内外装工事等支援事業**
中心市街地等の空き店舗等に出店する際の内外装工事費等の一部を補助しています。
図にぎわい商業課にぎわい創出係 ☎525-3720
- **街なか出店入居者家賃補助事業**
中心市街地等の空き店舗等に出店する際の家賃の一部を補助しています。
図にぎわい商業課商業振興係 ☎525-3720
- **商店街等活性化イベント支援事業**
中心市街地の賑わい創出や地域経済の活性化等を目的としたイベントに対し、事業費の一部を補助しています。
図にぎわい商業課にぎわい創出係 ☎525-3720

経営支援

- **産学官連携支援**
製品開発や販路拡大等に関する支援を行っています。また、産業支援コーディネーターが企業の皆様の相談をお受けしています。
図産業雇用政策課産業政策係 ☎515-7746
図産業支援コーディネーター ☎573-2526
- **福島県経営支援プラザ**
県内中小企業が抱える経営課題解決のための相談窓口を設置し、必要に応じ、専門家の派遣を行っています。また、経営力育成講座を始め、5Sセミナー等経営改善に資する各種セミナーを開催しています。
図（公財）福島県産業振興センター ☎525-4034
☎sien@f-open.or.jp
図三河南町1-20 コラッセふくしま2階
▶ <https://www.utsukushima.net/>
- **福島県中小企業団体中央会**
中小企業組合やグループなどの育成支援などをおこなっています。

☎536-1261 ☐info@chuokai-fukushima.or.jp
図三河南町1-20 コラッセふくしま10階
▶ <http://www.chuokai-fukushima.or.jp/>

- **経営・雇用支援情報**
福島県商工労働部ホームページ
▶ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/9.html>
あるいは、
Web検索キーワード「福島県商工労働部」

起業

- **福島市クリエイティブビジネスサロン**
シェアオフィス、コワーキングスペース及びミーティングルームを備えた、多様な働き方に対応したビジネス交流拠点施設です。
☎572-4130
図三河南町1-20 コラッセふくしま2階
☎9:00~19:00 図年未年始
▶ <https://fcbs.jp/>
- **福島駅西口インキュベートルーム**
福島駅西口インキュベートルームは、県内初の公設インキュベーション施設として平成15年7月に開設されました。
新たに事業を始めようとする方や新しい事業展開を考えている方を支援する施設です。
シェアードオフィス12区画、個室5室を備え、専門のインキュベーションマネージャーによる相談、助言を受けることができます。
☎525-4048 ☐info@incu.jp
図三河南町1-20 コラッセふくしま6階
▶ <https://www.incu.jp/>

企業の福利厚生

- **えふ・サポート（一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター）**
えふ・サポートは福島市の出資により設立された法人です。
福島市内の中小企業で働く方が、健康で豊かな生活を実感できるよう、職場の福利厚生を充実させるお手伝いをしています。
福島市内の中小企業（従業員300名以下または資本金3億円以下）であれば、どの事業所でも加入できます。
主な事業内容
・生活安定事業
慶弔・祝金・見舞金等給付、融資あっせんなど
・健康維持増進事業
人間ドック等受診料助成、インフルエンザ予防接種料助成など
・老後生活安定事業
主催事業の実施、中小企業退職金共済制度の案内など
・余暇活動・自己啓発事業
主催事業の実施、宿泊施設や鑑賞券等の利用割引、助成、斡旋、国家資格試験や通信講座受講料の助成
・財産形成事業
主催事業の実施、情報提供
図三河南町1-20 コラッセふくしま3階
☎528-2288 ☐finfo@fsupport.jp
▶ <https://www.fsupport.jp/>



市議会と選挙

定例会議・委員会

9月、12月、翌年3月、6月の年4回定期的に開かれる議会を定例会議、必要に応じて開かれる議会を緊急会議といいます。また、少人数で専門的に審議をつくらため常設されている総務・文教福祉・経済民生・建設水道の4常任委員会では、それぞれが所管する事務の調査および議案、請願、陳情の審査などをおこなっています。

請願・陳情

市民は市政についての自分たちの意思や要望を文書で直接市議会へ提出できます。請願については、議員の紹介を必要としますが、陳情はその必要はありません。請願・陳情は委員会・本会議で審議されその結果（採択・不採択）は提出した代表者にお知らせします。

傍聴

本会議および委員会は原則として公開となっていますので、傍聴をご希望の方は会議の当日、市役所7階の議会事務局で傍聴証の交付を受けてから傍聴してください。詳しくは市議会ホームページをご覧ください。議会事務局議事調査課へお問い合わせください。

市議会だより

定例会議などの市議会の活動内容をお知らせする「ふくしま市議会だより」は2・5・8・11月の各1日に発行しています（冊子のほか、点字版、音声版があります）。

市議会ホームページ

市議会・議員紹介、会議日程等・傍聴案内、議会中継、議会の取り組み、請願・陳情（方法、審議結果）、議案（議決結果、資料等）、市議会だより（PDF、音声版）、会議録、議長交際費執行状況、政務活動費などの情報を掲載しています。

図議会事務局議事調査課 ☎525-3776

選挙権及び投票日当日の投票所

福島市の議会議員や長の選挙で投票できるのは、満18歳以上の日本国民で、福島市に引き続き3ヶ月以上住所を有する方です。（国政選挙などは多少要件が異なります）当日の投票所は、お住まいの区域によって指定されていますので、郵送される投票所入場券などでご確認ください。

期日前投票

投票日当日に仕事や用事などで投票所へ行けない方は、下記の期日前投票所で投票ができます。どの投票所でも投票できますが、日にちによっては投票できる場所や時間が異なる場合がありますので、投票所入場券などでご確認ください。

期日前投票所の場所

福島市役所、清水・北信・飯坂・松川・信夫・吾妻の各支所 など

図選挙管理委員会事務局 ☎525-3777

広報・広聴

ふくしま市政だより

市政と市民の皆さんを結び「ふくしま市政だより」は、毎月1回、各町内会・自治会などの協力をいただいて各家庭に配布しています。

市役所1階エントランス、9階展望ロビー、西口行政サービスコーナー、各支所・学習センター、市立図書館、福島駅観光案内所などにも備えてありますので、ご自由にお持ちください。また、市の公式ホームページでもご覧いただけます。

なお、より多くの市民の方に市政の情報を伝えるために、市の公式ホームページで写真や図なども聞きとりやすい言葉で説明している「声の市政だより」を配信しています。

公式ホームページ

福島市のさまざまな行政サービスの情報を提供します。



【アドレス】

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

メディアによる広報

新聞、テレビ、ラジオで福島市からの情報をお知らせしています。

●新聞市政広告

- ・福島民報・福島民友
毎月2回

●テレビ 5分番組

- ・福島テレビ（FTV） 第1日曜日 13:55
 - ・福島中央テレビ（FCT） 第1土曜日 11:55
 - ・福島放送（KFB） 第1土曜日 11:40
 - ・テレビユー福島（TUF） 第1土曜日 9:25
- 放送日時は都合により変更になる場合があります。

●テレビ 15秒スポット

- ・福島テレビ（FTV）
毎週月曜日 19:00～20:00の中で
- ・福島中央テレビ（FCT）
毎週月曜日 17:53～19:00の中で
- ・テレビユー福島（TUF）
毎週日曜日 17:30

●テレビ dボタン広報

- ・福島放送（KFB）



広報・広聴

ラジオ

- ・ラジオ福島 (1458KHz)
「市民ニュース」
毎週土曜8:55～9:00／第1日曜10:40～10:45
- ・ふくしまFM (81.8MHz)
「福島市政インフォメーション」
毎週金曜8:35～8:55の中で
- ・FM ポコ (76.2MHz)
「マイシティふくしま」
月曜～金曜 7:48～ 7:53
再放送同日 17:30～17:35
- ・NHK第1放送 (1323KHz) 随時

市民フォト・ふくしま夢通信

福島の自然や特産品、イベントなどを、写真を中心に紹介している広報紙です。年4回、町内会ごとに班回覧でご覧いただいています。市外にお住まいで、お申し込みをいただいた方に、無料で送付しています。また、各支所・学習センターなどに備えてありますので、ご自由にお持ちください。市のホームページでもご覧いただけます。

SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

情報の拡散性に優れたソーシャルメディアを利用して、市の重要施策、イベント、緊急情報などを、メッセージ、写真、動画などで提供しています。



・LINE
[ID] @fukushimacity



・X (Twitter)
[アカウント名] @fukushimacity
[アドレス] <https://x.com/fukushimacity>



・Facebook
[フェイスブックページ名] 福島市
[アドレス]
<https://www.facebook.com/fukushimacity>



・YouTube
[チャンネル名] ふくしまチャンネル
[アドレス]
<https://www.youtube.com/user/fukushimacity>



・YouTube
[チャンネル名] LOOK LUCK チャンネル
[アドレス]
https://www.youtube.com/@LOOKLUCK_fukushimacity

市民の声

広く市民の皆さんから市政に対するご提案やご意見などをお伺いし、それに対する市の考えを共有化するとともに、政策的な提案を市政に反映させていく制度です。
「市民の声」の専用紙と封筒は、市役所1階総合案内、各支所・学習センターなどに備え付けてあります。
なお、市のホームページ、ファクスでも受付しています。

ふくしま市政見学会

市民生活に身近なテーマを設け、関連する施設の見学を通し、市の施策や施設の役割を知ってもらうとともに、参加者から市政や施設に対するご意見をいただくために実施しています。

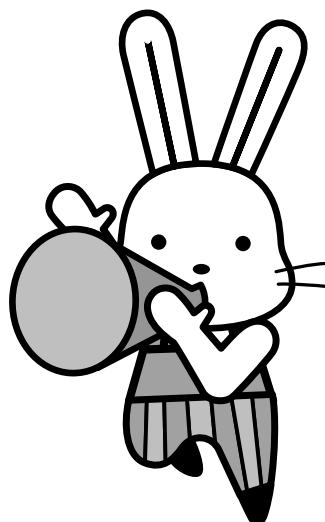
ふくしま市政出前講座

市民の皆さんや企業などが主催する集会や会合に市の職員等がお伺いし、市の取り組んでいる事業や各種制度など、市政に関する情報を分かりやすくお伝えします。

LINEを活用したアンケート

福島市公式LINEに友だち登録している方で、受信設定が「市内」かつ「アンケートについて同意する」を選択いただいている方を対象に、LINEから通知されるアンケート調査にご協力いただく制度です。
皆さんから寄せられた意見等は、市政推進及び施策の企画・立案・計画の策定等に当たっての参考資料として活用させていただきます。

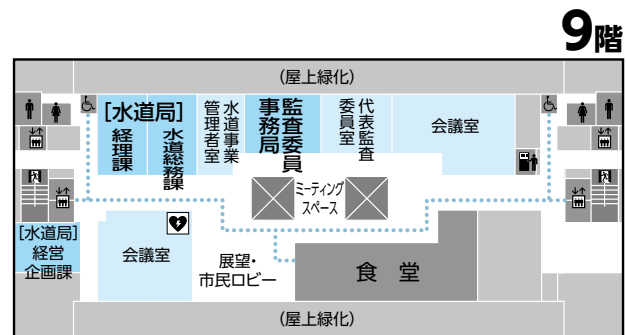
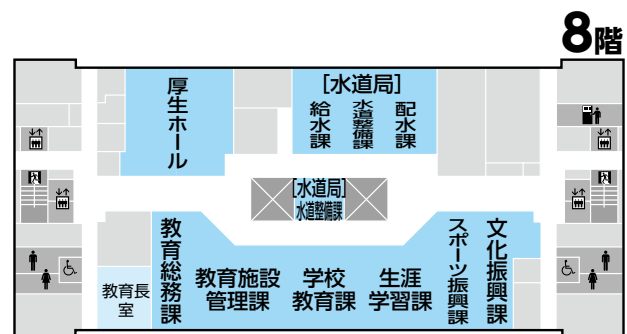
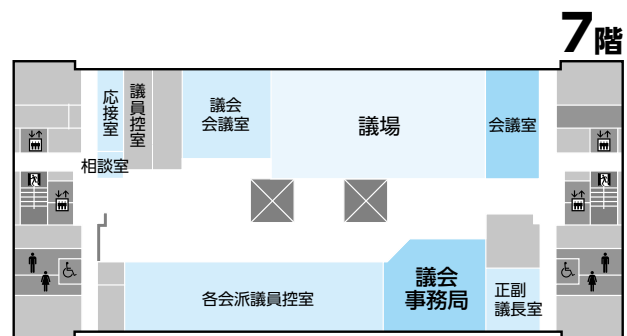
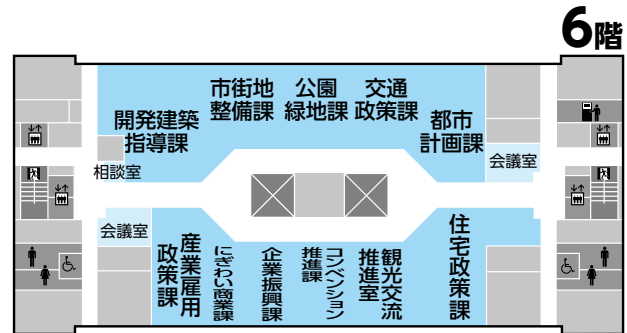
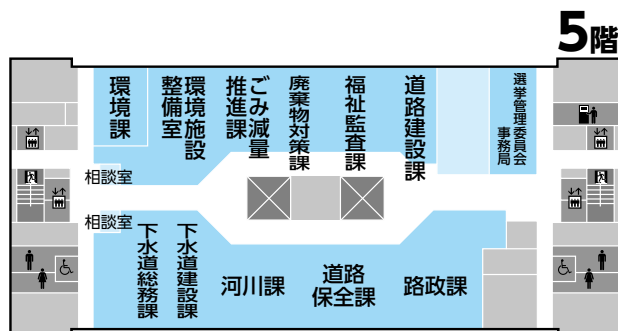
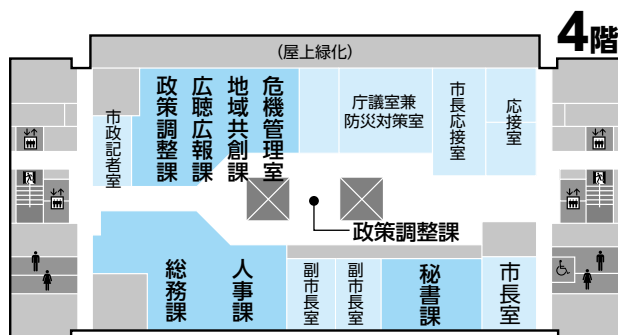
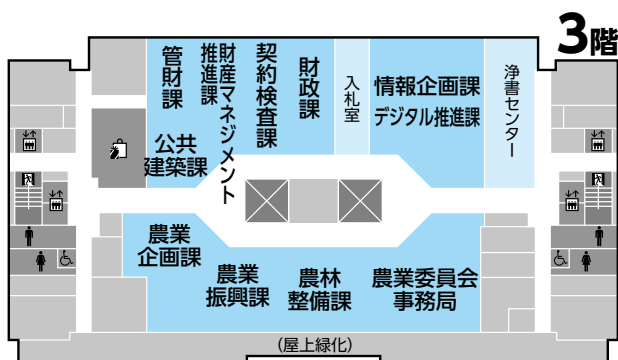
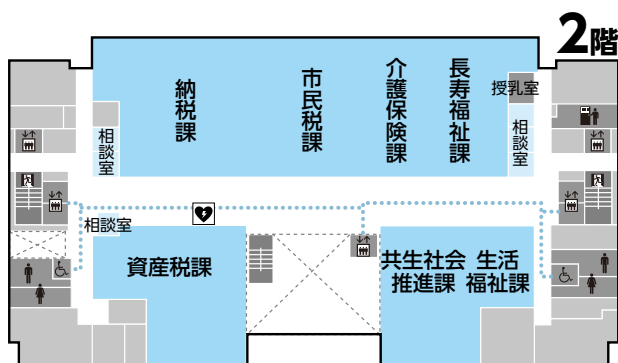
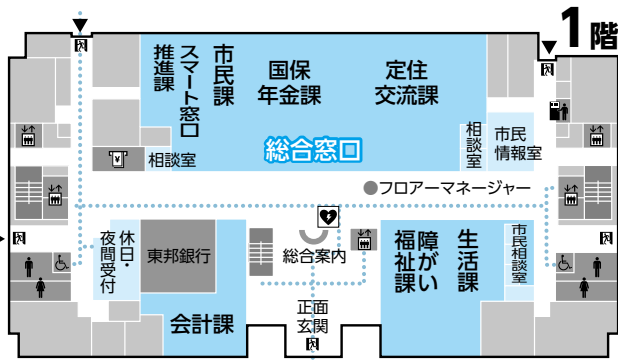
図広聴広報課 ☎525-3710・563-7488



市庁舎案内（本庁）

福島交通バス：①市内循環1・2コース市役所前下車徒歩1分 ②伊達・保原方面市役所入口下車徒歩1分 MAP 2-C/D

P約190台



- トイレ
- 多目的トイレ
- エレベーター
- 自動販売機
- 売店
- ATM
- 非常口
- AED
- エコシャフト
- 誘導ブロック

市庁舎案内（保健福祉センター・保健所）

福島市保健福祉センター（森合町10-1）

福島交通バス:市内循環1・2コース保健福祉センター前下車
P180台 **MAP** 1-C

休日救急歯科診療など市民医療の確保をはじめ、地域保健、福祉サービスの拠点となる施設です。

福島市保健所（福島市保健福祉センター内）

いのちと健康を守る拠点として、少子高齢化に対応した生涯を通じた健康づくりや保健衛生、健康危機管理など総合的な保健衛生サービスを提供します。

○福島市保健福祉センターの施設管理に関すること など
図保健総務課総務管理係 ☎525-7670

○内部被ばく検査に関すること
○外部被ばく検査に関すること
○放射線と市民の健康講座開催
○放射線に関する健康相談 など
図保健総務課放射線健康管理係 ☎525-7681

○医療従事者などの免許申請
○献血に関すること など
図保健総務課地域医療政策室医事業務係 ☎597-6221

○医療相談
図保健総務課医療安全支援センター ☎597-6238

○夜間休日急病センター、休日救急歯科診療所に関すること など
図保健総務課地域医療政策室地域医療係 ☎572-7602

○理・美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、温泉、
興行場、特定建築物、貯水槽、給水施設、遊泳用プール、
ねずみ、衛生害虫等の衛生管理に関すること など
図衛生課生活衛生係 ☎597-6319

○食品の営業許可・届出に関すること
○食中毒に関すること
○調理師・製菓衛生師の免許に関すること など
図衛生課食品衛生係 ☎597-6358

○犬猫の動物愛護に関すること
○犬の登録、狂犬病予防に関すること など
図衛生課動物愛護係 ☎597-6409

○一般依頼の検便検査に関すること など
図衛生課検査室 ☎573-1268（別棟）

○感染症に関すること
図感染症・疾病対策課感染症対策係 ☎572-3152

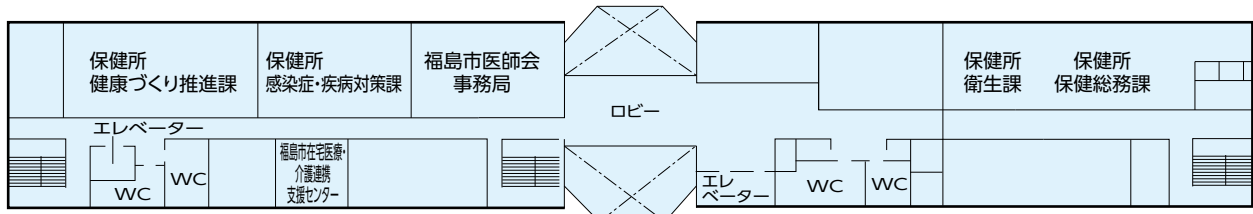
○予防接種に関すること
図感染症・疾病対策課予防接種係 ☎597-6203

○指定難病医療費助成制度
○難病に関する相談
図感染症・疾病対策課難病支援係 ☎573-4384

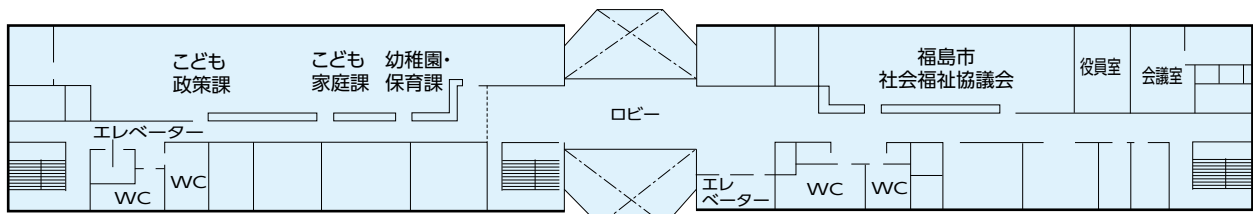
○受動喫煙防止対策に関すること
○健康づくりポイント事業に関すること
○栄養士・管理栄養士免許に関すること など
図健康づくり推進課健康増進係 ☎597-8616

○市民検診に関すること
図健康づくり推進課検診予防係 ☎525-7680

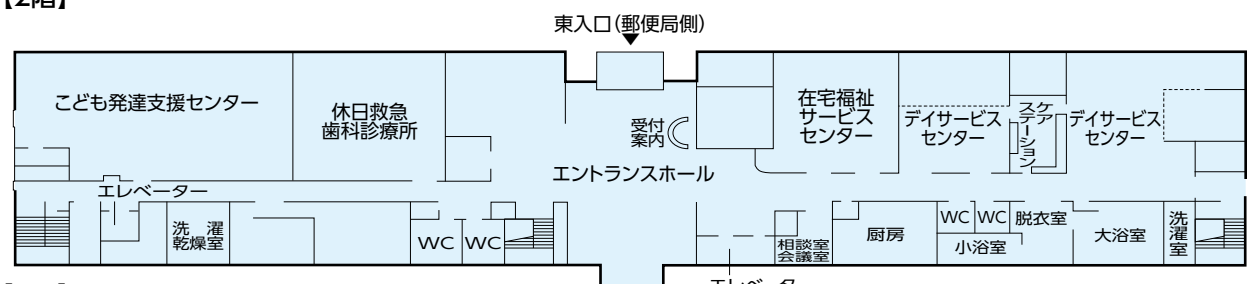
○地域の健康づくりに関すること
○こんにちは赤ちゃん訪問に関すること
○特定給食施設の届出、立入検査 など
図健康づくり推進課地域保健第一係 ☎525-7674
図健康づくり推進課地域保健第二係 ☎572-3120



【3階】



【2階】



【1階】

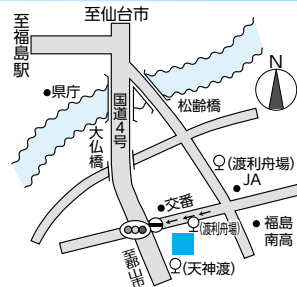
東入口(郵便局側)

西入口(立体駐車場側)

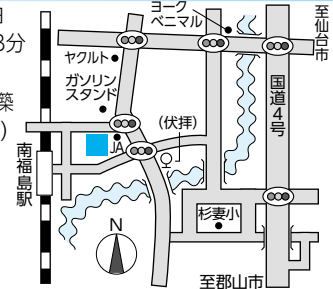
市庁舎案内 (支所・出張所)

渡利支所 〒960-8141 渡利字舟場7-1
☎523-5001

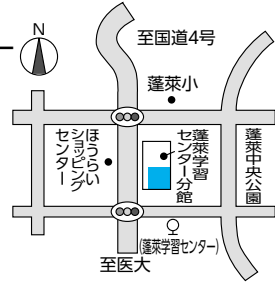
- ・福島交通バス：①バイパス
經由医大行**天神渡**下車
徒歩3分
②渡利南回り**渡利舟場**
下車
P 28台

杉妻支所 〒960-8154 伏拝字台田1-1
☎546-3365

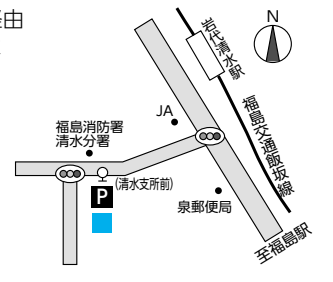
- ・福島交通バス：伏拝經由
蓬萊団地行**伏拝**下車徒歩3分
- ・JR南福島駅から徒歩5分
- ・JAふくしま未来すぎのめ支店と合築
P 24台 (旧支所 **P** 18台)

蓬萊支所 〒960-8157 蓬萊町四丁目1-1
☎548-4508

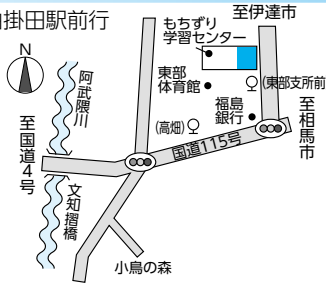
- ・福島交通バス：蓬萊団地
または医大行**蓬萊学習センター**
下車徒歩3分
- ・蓬萊学習センター分館
と合築 **P** 43台

清水支所 〒960-8253 泉字扇田9
☎557-2388

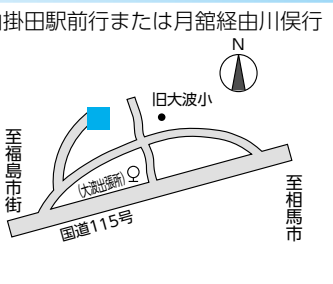
- ・福島交通バス：南沢又經由
北沢又行**清水支所前**下車
- ・福島交通飯坂線：
岩代清水駅下車徒歩5分
P 111台 (現在工事中)

東部支所 〒960-8204 岡部字高畑46
☎534-2471

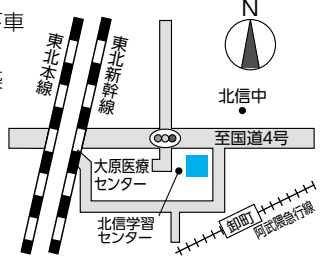
- ・福島交通バス：大波經由掛田駅前
行**高畑**下車徒歩5分
または月輪台団地行
東部支所前下車すぐ
- ・もちずり学習センター
と合築 **P** 40台

東部支所 大波出張所 〒960-0811 大波字滝ノ入48
☎588-1055

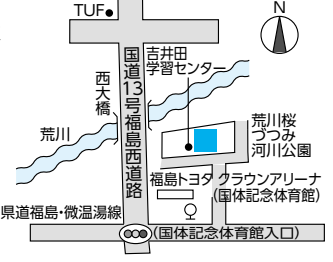
- ・福島交通バス：大波經由掛田駅前
行または月輪台經由川俣行
大波出張所下車徒歩3分
P 20台
- ※戸籍受付、印鑑登録、住所異動など
一部の事務はおこなっていません。

北信支所 〒960-0102 鎌田字中江1
☎554-1111

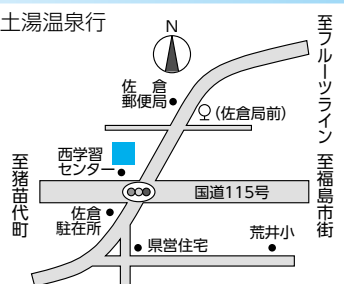
- ・阿武隈急行線：卸町駅下車
徒歩5分
- ・北信学習センターと合築
P 50台

吉井田支所 〒960-8166 仁井田字西下川原1-1
☎546-3469

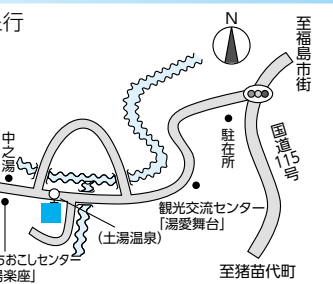
- ・福島交通バス：土船行
国体記念体育館入口下車
徒歩5分
- ・吉井田学習センター
と合築 **P** 60台

西支所 〒960-2155 上名倉字妻下4-2
☎593-1001

- ・福島交通バス：荒井・土湯温泉行
佐倉局前下車
徒歩1分
- ・西学習センターと合築
P 50台

土湯温泉町支所 〒960-2157 土湯温泉町字上ノ町9
☎595-2051

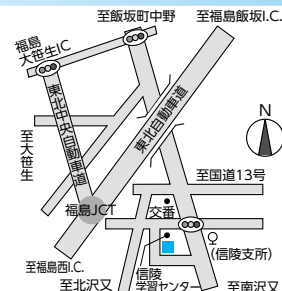
- ・福島交通バス：土湯温泉行
土湯温泉下車すぐ
P 5台



市庁舎案内（支所・出張所・行政サービスコーナー）

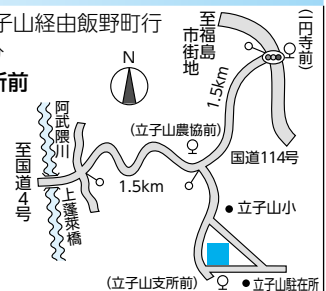
信陵支所 〒960-0241 笹谷字オノ神1 ☎557-6001

- ・福島交通バス：大笹生
または中野行
信陵支所下車
- ・信陵学習センターと合築



立子山支所 〒960-1321 立子山字竹ノ下24-1 ☎597-2111

- ・福島交通バス：医大・立子山経由飯野町行
立子山農協前下車徒歩5分
または飯野町行立子山支所前
下車徒歩1分



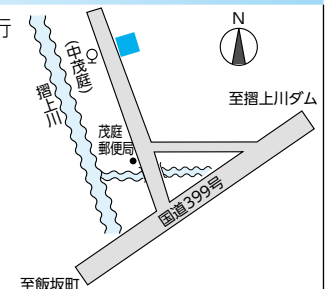
飯坂支所 〒960-0201 飯坂町字銀杏6-11 ☎542-2111

- ・福島交通飯坂線：
花水坂駅下車徒歩5分
- ・飯坂学習センターと
合築



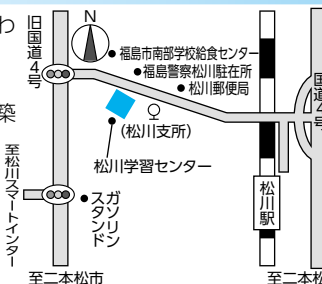
茂庭出張所 〒960-0271 飯坂町茂庭字宮沢口9-1 ☎596-1001

- ・福島交通バス：もにわの湯行
中茂庭下車
徒歩1分



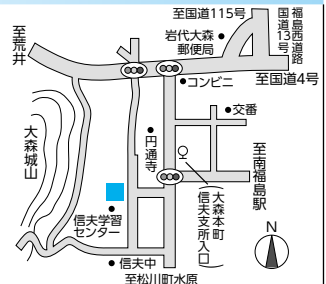
松川支所 〒960-1241 松川町字杉内33 ☎567-2111

- ・福島交通バス：まつかわ
西幼稚園経由水原行
松川支所下車徒歩1分
- ・松川学習センターと合築



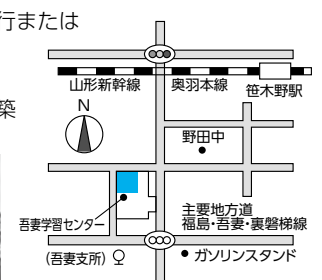
信夫支所 〒960-1101 大森字馬場1 ☎545-2170

- ・福島交通バス：平田行
大森本町信夫支所入口
下車徒歩3分
- ・信夫学習センターと合築



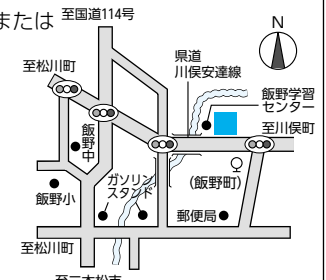
吾妻支所 〒960-8057 笹木野字折杉41-1 ☎526-3350

- ・福島交通バス：上姥堂行または
上姥堂経由高湯温泉行
吾妻支所下車徒歩3分
- ・吾妻学習センターと合築



飯野支所 〒960-1301 飯野町字後川10-2 ☎562-2111

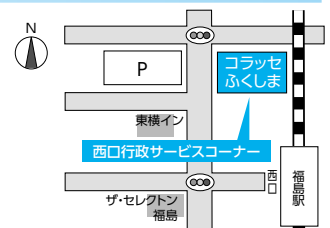
- ・福島交通バス：飯野町行または
医大立子山経由飯野町行
飯野町下車すぐ
- ・飯野学習センターと合築



●西口行政サービスコーナーは、市民課の出先機関であり、主として証明業務をおこなう市民サービス窓口です。

西口行政サービスコーナー 〒960-8053 三河南町1-20 コラッセふくしま1階 ☎525-4021

- ・福島駅西口から徒歩3分
- ☎月～金 9:00～19:00 休 祝日（祝日が日曜日にあたるときはその後の
土・日 9:00～17:30 最も近い平日）年末年始
- ☎有（30分まで無料）



各施設の電話番号

行政機関等

福島市役所	(代)535-1111 五老内町3-1
※各課直通電話番号はP.38・39をご覧ください。	
※西口行政サービスコーナー、各支所・出張所の電話番号等はP.35・36をご覧ください。	
保健福祉センター	525-7670 森合町10-1
市民活動サポートセンター	526-4533 大町4-15
公設地方卸売市場	553-1211 北矢野目字樋越1
あぶくまクリーンセンター	531-6662 渡利字梅ノ木畑1-1
あらかわクリーンセンター	545-4363 仁井田字北原1-1
(リサイクルプラザ)	539-9653 仁井田字北原3-3
斎場	522-7463 渡利字仏根51
御山墓地	535-1751 大明神12-3
新山霊園	533-6223 岡部字新山3
下水道管理センター	535-1807 東浜町9-11
消防本部	(代)534-0119 天神町14-25
消防総務課	534-9101
警防課	534-9102
救急課	534-9106
予防課	534-9103
通信指令課	534-9104
福島消防署	534-9105 天神町14-25
(西出張所)	591-4628 上野寺字辻48-2
福島消防署清水分署	557-5415 泉字堀ノ内13-1
飯坂消防署	542-2986 飯坂町字銀杏6-13
(東出張所)	553-7796 鎌田字一里塚7-3
福島南消防署	547-3119 松川町浅川字床ノ窪12-2
(杉妻出張所)	546-2910 郷野目字東1-4
福島南消防署信夫分署	593-1900 上鳥渡字寺北13-1
水道局	
.....(代)535-1111 五老内町3-1	
※各課直通電話番号はP.39をご覧ください。	
水道料金お客さまセンター(料金部門)	(代)526-0735 小倉寺字赤坂12

学習センター等

こむこむ館	524-3131 早稲町1-1
中央学習センター	534-6631 松木町1-7
三河台学習センター	533-8330 野田町七丁目1-42
渡利学習センター	523-1551 渡利字岩崎町190
杉妻学習センター	545-5717 黒岩字田部屋53-2
蓬萊学習センター(本館)	549-1821 蓬萊町四丁目1-2
蓬萊学習センター分館	549-1636 蓬萊町四丁目1-1
清水学習センター(本館)	557-7400 御山字松川原5-1
清水学習センター分館	557-1411 南沢又字柳清水8-1
もちずり学習センター	534-2470 岡部字高畑46
北信学習センター	554-1115 鎌田字中江1
吉井田学習センター	546-3445 仁井田字西下川原1-1
西学習センター	593-1013 上名倉字妻下4-2
信陵学習センター	558-1234 笹谷字オノ神1
飯坂学習センター	542-2122 飯坂町字銀杏6-11
松川学習センター	567-2323 松川町字杉内33
信夫学習センター	546-5207 大森字馬場1
吾妻学習センター(本館)	526-3353 笹木野字折杉41-1
吾妻学習センター分館	591-4571 上野寺字下平場35-1
飯野学習センター	562-3335 飯野町字後川10-2
社会教育館「立子山自然の家」	
.....597-2951 立子山字金井作1	
蓬萊児童センター	549-8764 蓬萊町四丁目14-1
清水児童センター	559-1429 南沢又字上河原21-1

東浜児童センター	531-5601 東浜町11-45
野田児童センター	556-1332 笹木野字館1-3
渡利児童センター	522-2564 渡利字番匠町43
青少年センター	535-7310 宮下町1-15

緊急時の連絡先

事件・事故	110 (警察)
火事・救助・救急	119 (消防)

福島市役所	535-1111
福島市危機管理室	525-3793
(最寄りの支所)	-
福島市水道局	535-1116
福島市消防本部	534-0119
福島消防署	534-9105
飯坂消防署	542-2986
福島南消防署	547-3119
(最寄りの署所)	-
火災などの災害情報案内	0180-992919 (固定・携帯電話専用) 533-0119 (IP電話、PHS専用)
福島警察署	522-2121
福島北警察署	554-0110
(最寄りの交番)	-
電気(東北電力 停電時)	0120-175-366
ガス(福島ガス)	534-2176
電話(NTT故障時)	113
天気予報(NTT)	177
災害用伝言ダイヤル(災害時)	171
福島市夜間急病診療所	525-7672
(最寄りの病院)	-



各施設の電話番号（福島市役所各課直通番号）

危機管理室 525-3793

政策調整部

政策調整課 (シティセールス推進室)	
企画政策係	525-3708
総合計画係	525-3788
広域連携推進係	525-3788
統計係	525-3771
広聴広報課	525-3710
地域共創課	525-3731
デジタル推進課	572-3943
情報企画課	525-3709

総務部

総務課	
総務係・法務係	525-3701
文書係	535-1274
行政経営係	535-1138
市民情報室	525-3714
秘書課	525-3702
人事課	525-3703
男女共同参画センター	525-3784

財務部

管財課	535-1140
契約検査課	525-3705
財政課	525-3704
市民税課	
税制係	525-3713
市民税第一係	525-3791
市民税第二係	525-3792
市民税第三係	525-3712
資産税課	
償却資産係	525-3730
土地係	525-3715
家屋係	525-3716
納税課	
納税管理係	525-3717
納税第一係	573-4071
納税第二係	573-4072
納税第三係	573-4073
滞納整理推進室	573-4074
財産マネジメント推進課	563-3093
公共建築課	525-3758
	572-3934

商工観光部

産業雇用政策課	
産業政策係・雇用促進係	515-7746
創業推進係	525-7658
にぎわい商業課	525-3720
企業振興課	525-3723
コンベンション推進課	572-5719
観光交流推進室	
観光企画戦略係	515-6012
温泉地振興係	572-5717
地域資源振興係	525-3722
観光プロモーション係	572-5718

農政部

農業企画課	
農政企画係	525-3726
農業担い手係	525-3740
農業被害対策係	525-3727
農業振興課	
生産振興係	525-7720
販売促進係	529-7663
農林整備課	
管理係・農業施設係	525-3728
林務係・地籍森林係	525-3729

市民・文化スポーツ部

生活課	
安全安心・避難者支援係	525-3787
消費生活センター	525-3774
市民課	
戸籍係	525-3733
総合窓口係	525-3732
登録係	573-1020
西口行政サービスコーナー	525-4021
スマート窓口推進課	525-7311
国保年金課	
総務給付係	525-3773
国保資格係	525-3735
後期高齢者医療係	525-3724
国民年金係	525-3738
定住交流課	
出会い定住応援係	572-5451
都市間交流係	525-3739
文化スポーツ振興室	
文化振興課	525-3785
スポーツ振興課	525-3786

環境部

環境課	525-3742
環境保全係	573-2557
放射線モニタリングセンター	525-3210
ごみ減量推進課	525-3744
ふれあい訪問収集係	544-0910
廃棄物対策課	529-5266
あぶくまクリーンセンター	531-6662
あらかわクリーンセンター	545-4363
リサイクルプラザ	539-9253
環境施設整備室	515-6013
環境再生推進課	
除染総務係	535-1136
仮置場対策係	515-5006

健康福祉部

共生社会推進課	
地域福祉係	525-3760
地域共生係	572-3948
医療助成係	525-3747
生活福祉課	
生活支援係	525-3725
保護第一係	572-5465
保護第二係	572-5466
保護第三係	572-5467
保護第四係	572-5468

各施設の電話番号（福島市役所各課直通番号）

障がい福祉課		
障がい庶務係		525-3748
自立支援係		525-3746
障がい給付係		525-3796
長寿福祉課		
長寿福祉係		525-7656
長寿支援係		525-7657
地域包括ケア推進室		529-5064
介護保険課		
介護資格係		525-6551
介護認定係		525-6552
介護給付係		525-6587
福祉監査課		597-6468
保健所		
保健総務課		
総務管理係		525-7670
保健企画係		597-8614
放射線健康管理係		525-7681
地域医療係		572-7602
医事業務係		597-6221
医療安全支援センター		597-6238
衛生課		
生活衛生係		597-6319
食品衛生係		597-6358
動物愛護係		597-6409
検査室		573-1268
感染症・疾病対策課		
感染症対策係		572-3152
予防接種係		597-6203
難病支援係		573-4384
健康づくり推進課		
健康増進係		597-8616
検診予防係		525-7680
地域保健第一係		525-7674
地域保健第二係		572-3120

こども未来部

こども政策課		
こども青少年政策係		572-3416
子育て支援係		525-3767
子育て給付係		572-7103
こども家庭課		
こども家庭係		572-7106
家庭支援係		525-3780
母子保健係		525-7671
こども発達支援センター		534-6074
幼稚園・保育課		
幼保企画係		597-6726
幼保認定係		525-3750
幼保給付係		573-2021
幼保管理係		572-3418
幼保支援係		572-3122

建設部

路政課		
建設総務係・事業調整係		525-3770
路政占用係		529-7687
道路保全課		525-3754
道路建設課		525-3755
河川課		525-3756

都市政策部

都市計画課		
都市計画係		525-3761
まちづくり推進係・景観係		573-4979
交通政策課		525-3762
開発建築指導課		
指導係		525-3764
開発審査係		525-3790
建築審査係		572-5724
公園緑地課		
管理係		525-3765
施設係		525-3737
市街地整備課		525-3763
住宅政策課		
住宅政策係		525-3734
市営住宅係		525-3757
		529-7693
		573-2751
下水道総務課		
庶務係・普及業務係		525-3789
浄化槽係		525-3768
下水道建設課		
計画係		525-3769
建設第一係		572-3872
建設第二係		572-3873
下水道管理センター		535-1807

会計課		525-3772
-----	-------	----------

議会事務局

総務課		525-3775
議事調査課		525-3776

選挙管理委員会事務局		525-3777
------------	-------	----------

監査委員事務局		525-3778
---------	-------	----------

農業委員会事務局		525-3779
----------	-------	----------

教育委員会事務局

教育総務課		
学校教育課		525-3781
庶務係		572-3987
管理係・指導係		525-3782
教育施設管理課		525-3706
教育研修課		
教育支援係		536-6500
研修係		529-7735
学校ICT推進係		572-5545
生涯学習課		525-3783

水道局

水道総務課		
経営企画課		535-1116
経理課		535-1120
配水課		535-1121
給水課		535-1122
水道整備課		535-1129
施設管理センター		522-2233



福島市の歴史再発見

■福島市の地名の由来

由来については諸説ありますが、有力な説として、大森城代であった木村吉清が杉目城(今の県庁付近)に移る際に「福島」と名づけた、という説があります。

1590(天正18)年に会津領主となった蒲生氏郷は、翌年には92万石を治め、国内第3位の大名になりました。氏郷は広い領内支配のため各地に支城をおいて、家臣を城代(領主の命令によって城を守る人)としていました。

1591(天正19)年に氏郷の家臣となった木村吉清は、信夫5万石をあたえられ、城代として大森城に入りました。大森城は、小高い山に築かれた守りの固い城でした。しかし、秀吉が天下を統一し、戦いがなくなると、城は山から平地におりてきます。吉清も1592(文禄元)年から93年にかけて、杉目城に移りました。

1592(文禄元)年に氏郷が、会津黒川を若松と改めますが、これにあやかって杉目を「福島」に改めたといわれています。

■福島城

江戸時代には、現在の福島県庁の敷地を中心に「福島城」がありました。大きさは75,790坪(約25ヘクタール)で東西600mでした。

現在残っている福島城の跡は、県庁西庁舎南側の駐車場に土塁の一部と紅葉山公園に地内庭園の姿をとどめるのみです。

■福島市の誕生

●1868(明治元)年県内の戊辰戦争が終わり、福島藩主であった板倉勝達は、1869(明治2)年に三河国重原へ移り、1702(元禄15)年から167年に及ぶ福島藩主板倉氏の時代は終わりました。

●1869(明治2)年7月に信夫・伊達・安達(安達)の三郡を統合して「福島県」が誕生しました。

●1871(明治4)年、城下町福島町の名称を正式に「福島町」としました。同年廃藩置県がおこなわれ、福島県は一時二本松県と改称されましたが、その後また復活しました。

●1876(明治9)年8月21日、福島県に若松県、磐前県が合併し、現在の福島県の原形が成立し、県庁は福島町に置かれました。

●1889(明治22)年4月、福島町は曾根田村と合併して、新しい福島町が誕生しました。人口は17,492人でしたが、その後、年々人口が増加してきました。

●1907(明治40)年4月1日、福島町に市制が施行され「福島市」が誕生しました。4月1日現在の戸数5,251戸、人口31,835人で、若松市(明治32年4月1日)に次いで県下2番目の市制施行でした。初代の市長には、7月16日二宮哲三氏が就任しました。

●2007(平成19)年4月1日、市制施行100周年を迎えました。

福島市の文化財

宮畑遺跡

史跡公園愛称：じょーもびあ宮畑

(国指定史跡)
約4,500～2,500年前の
縄文時代のムラのあと

宮畑遺跡は、福島市を代表とする縄文時代中・後・晩期の遺跡です。縄文時代中期の焼けた家の跡や、縄文時代晩期の全国でも最大級の直径90cmの柱を使った建物跡が発見され、平成15年8月27日に国史跡に指定されました。平成27年8月8日に全面開園し、屋内・屋外展示の見学や縄文体験ができる施設となっています。

図 じょーもびあ宮畑 ☎ 573-0015 所 岡島字宮田78



黒岩虚空蔵 および満願寺

(市指定史跡および名勝)
昭和41年11月7日指定

黒岩と小倉寺をつなぐ蓬萊橋の上手、阿武隈川にのぞんだ西岸の懸崖に丑寅虚空蔵で親しまれる黒岩虚空蔵および満願寺があります。

この虚空蔵堂を中心に裏山一帯の松林の中には、十六羅漢石像が配置され、地続きに西には観音堂や黒巖山満願寺が、一つの霊場を形づくっています。数々の史跡をとどめるばかりでなく、その自然景観の妙は四季とどりに美しく、奇岩に富み、樹木の種類も多く、市民が散歩するに足る名勝地を形成しています。

図 満願寺 ☎ 546-0096 所 黒岩字上ノ町43



陽林寺

(市指定史跡および名勝)
平成元年8月8日指定

16世紀の初頭に盛南禅師によって開かれた曹洞宗の寺です。寺の創建には、時の西山城主伊達植宗の諸寄進が預かって大きく開基とされており、その証状等の中世文書は寺宝として今に伝存しています。

広い境内には盛南禅師の座禅石があり、開基伊達植宗や大森城主伊達実元の墓碑などがあって史跡に富み、寺を囲みこんだ緑や春の桜、秋の紅葉、野鳥の声をめでながら歴史を思い散策するのに最適の場となっています。

図 陽林寺 ☎ 546-0177 所 小田字位作山13



福島市民家園

(国指定重要文化財等10件所在)

江戸時代中期から明治時代にかけての県北地方の民家を中心に、梁川村(現在の伊達市)の芝居小屋である「旧広瀬座」、福島市内の商人宿、料亭等を移築復元し、庭や畑と共に当時の環境を再現しています。

復元した建物を活用し、時節ごとに年中行事の再現や、わら細工などの昔の生活技術の体験行事などを催しており、年間を通して様々な楽しみ方ができる場所です。

図 福島市民家園 ☎ 593-5249
所 上倉字大石前地内(あづま総合運動公園内)



旧広瀬座(国指定重要文化財)(現在改修中)



年中行事 小正月

ふくしまのトピックス

福島市は四季折々に魅力のあるまちです。吾妻山の雪解けと花々が美しく開花する春花火大会やわらじ祭り、モモの実りの夏くだものの味覚と美しい紅葉が彩る秋豊富な温泉が優しく迎える冬ここでは、そんな福島市のトピックスをいくつかご紹介します。



くだものの宝箱ふくしま市



気候、風土に恵まれた福島市では、初夏のサクラランボ、夏のもも、秋のナシ・ブドウ、初冬のリンゴや冬から春にかけてのイチゴなど年間を通して新鮮なくだものを楽しむことができます。その種類の多さと確かな品質は、まさに「くだものの宝箱ふくしま市」です。

吾妻山のふもとを走るフルーツライン周辺では、観光果樹園でのくだもの狩りを楽しむことができます。

福島県くだもの消費拡大委員会▶



吾妻山と雪うさぎ

春になると吾妻山に降り積もった雪が少しずつ解けてゆき、残雪がうさぎに似た形として山肌に現れます。

これが「雪うさぎ」や「種時きうさぎ」と呼ばれており、福島市の春のシンボルとなっています。



吾妻八景 磐梯吾妻スカイライン

磐梯吾妻スカイラインの吾妻八景は、作家井上靖氏が代表的な景勝地を選び命名したものです。

白樺の峰、つばくろ谷、天狗の庭(写真)、浄土平、双竜の辻、湖見(うみみ)峠、天風境、国見台の八景の変化に富んだ景観をお楽しみください。



信夫山(しのぶやま)

福島市の中央部にぽっかりと浮かぶような山。

これが羽山・羽黒山・熊野山の三峰からなる信夫山です。展望台からは、市街地を広く見渡すことができます。毎年2月に開催される暁まいりでは日本一の大わらじが奉納される羽黒神社や桜の名所信夫山公園があるのも、この信夫山です。



福島三名湯公衆浴場

個性豊かな福島の三名湯をお楽しみください。

【飯坂温泉】

鮎湖、仙気、導専、切湯、八幡、大門、天王寺穴原(大人200円、子供100円) 波来湯(大人300円、子供150円)

【土湯温泉】

中之湯(大人500円、子供250円)

【高湯温泉】

あったか湯(大人250円、子供120円)



※詳しくは「福島市 共同浴場」で検索

道の駅ふくしま

令和4年4月オープン。季節の野菜や果物が購入できる直売所・物販コーナー、地元食材を使用した様々な料理が楽しめるレストランやフードコートのほか、屋内こども遊び場やドッグランなど、多くの皆さまに楽しんでいただける、地域振興の拠点施設です。



☎道の駅ふくしま ☎572-4588

ミスピーチキャンペーンクルー

福島産くだものの消費拡大とイメージアップのため、ミスピーチキャンペーンクルーが全国各地でPR活動を行っています。

令和6年度は、第62代目となる10名のクルーが、元気に明るい笑顔で福島のかぐだもの魅力を全国へ伝えていきます。



浄土平天文台

磐梯朝日国立公園の標高1,600mに位置し、周辺の空気が澄んでいて人工的な明かりも届かない浄土平は、全国的なスターウォッチングポイントです。直径5.5mのドームと口径40cmの望遠鏡や太陽望遠鏡などの設備を備え、宇宙をより身近に感じさせてくれます。日本で一番標高の高い公開天文台です。

☎浄土平天文台

☎(市外局番0242)64-2108(冬期休館)



古関裕而記念館

古関裕而記念館では、わが市の名誉市民第一号である古関裕而氏の生い立ちや作品等が紹介され、古関メロディーを聴くことができます。

令和3年3月には展示内容を一新し、最新の立体音響による目玉展示を導入するなどリニューアルオープンしました。

☎古関裕而記念館 ☎531-3012

休12/29~1/3



JRA福島競馬場

福島競馬場は大正7年から100年以上の長い歴史を持つ、東北では唯一の日本中央競馬会の競馬場です。

県内外から多くの競馬ファンが訪れます。馬場内広場では、春・夏・秋の開催期間中は、様々なイベントが行われます。

☎福島競馬場 ☎534-2121

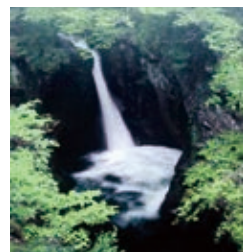
<http://www.jra.go.jp/facilities/race/fukushima/index.html>



生活をうるおす ふくしまの水

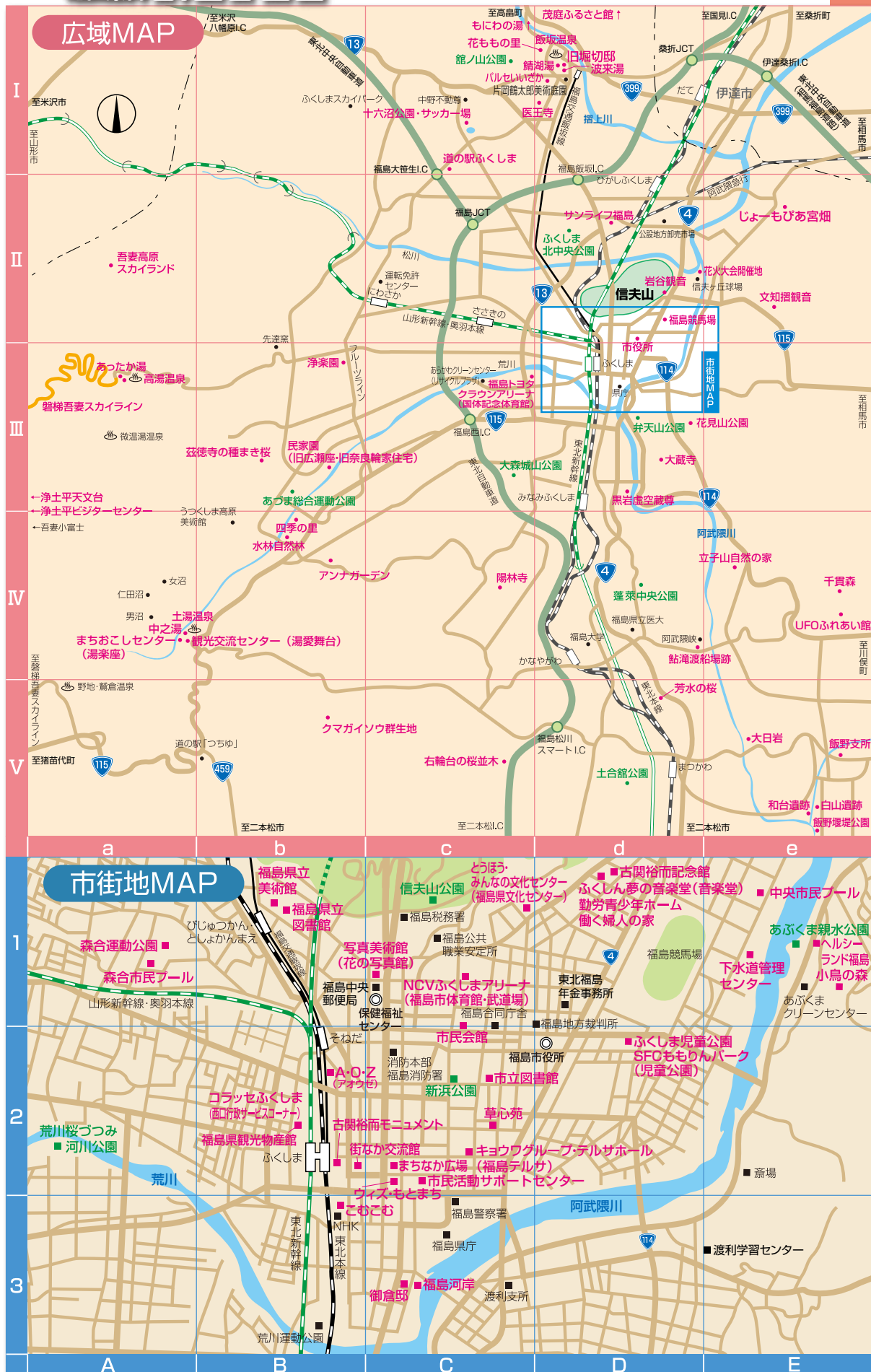
福島市の水道水は、深い山々が育む清流「摺上川」を水源としており、周辺を水源保護地域に指定されているため、水質の面で非常に恵まれた、良質でおいしい水道水です。

日本の水道水の硬度は平均50mg/ℓの軟水といわれていますが、福島市の水道水の硬度は15~18mg/ℓと、体にやさしい超軟水です。



ふくしまMAP

地区案内



※道路・施設はおおよその位置です。

市民ガイドブック

編集発行／福島市市民・文化スポーツ部市民課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号 ☎(024)573-1020

令和6年9月発行